

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 地域指定年月日  | 昭和 45 年 4 月 24 日  |
| 計画策定年月日  | 昭和 49 年 6 月 11 日  |
| 計画見直し年月日 | 昭和 53 年 8 月 21 日  |
|          | 昭和 60 年 11 月 20 日 |
|          | 平成 3 年 6 月 18 日   |
|          | 平成 9 年 2 月 19 日   |
|          | 平成 14 年 2 月 5 日   |
|          | 平成 19 年 2 月 1 日   |
|          | 平成 21 年 2 月 5 日   |
|          | 平成 24 年 2 月 29 日  |
|          | 平成 29 年 2 月 2 日   |
|          | 令和 3 年 3 月 4 日    |
|          | 令和 8 年 2 月 24 日   |

# 豊田農業振興地域整備計画書

愛 知 県 豊 田 市



## 目 次

|     |                                               |    |
|-----|-----------------------------------------------|----|
| 第1  | 農用地利用計画 .....                                 | 1  |
| 1   | 土地利用区分の方向 .....                               | 1  |
| (1) | 土地利用の方向 .....                                 | 1  |
| ア   | 土地利用の構想 .....                                 | 1  |
| イ   | 農用地区域の設定方針 .....                              | 4  |
| (2) | 農用地利用計画の基本方針 .....                            | 7  |
| ア   | 農用地区域への編入 .....                               | 7  |
| イ   | 農用地区域の除外 .....                                | 7  |
| (3) | 農業上の土地利用の方向 .....                             | 9  |
| ア   | 農用地等利用の方針 .....                               | 9  |
| イ   | 用途区分の構想 .....                                 | 11 |
| ウ   | 特別な用途区分の構想 .....                              | 15 |
| 2   | 農用地利用計画 .....                                 | 15 |
| 第2  | 農業生産基盤の整備開発計画 .....                           | 16 |
| 1   | 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....                        | 16 |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画 .....                            | 22 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                       | 23 |
| 4   | 他事業との関連 .....                                 | 23 |
| 第3  | 農用地等の保全計画 .....                               | 24 |
| 1   | 農用地等の保全の方向 .....                              | 24 |
| 2   | 農用地等保全整備計画 .....                              | 25 |
| 3   | 農用地等の保全のための活動 .....                           | 27 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                       | 28 |
| 第4  | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ..      | 29 |
| 1   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....    | 29 |
| (1) | 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....                        | 29 |
| (2) | 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....            | 32 |
| 2   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ..... | 33 |
| (1) | 農用地の集団化対策 .....                               | 33 |
| (2) | 農作業の受委託の促進対策 .....                            | 33 |
| (3) | 認定農業者等の育成対策 .....                             | 34 |
| (4) | 農業生産組織の活動促進対策 .....                           | 34 |
| (5) | 中山間地域での定住促進を通じた農業振興 .....                     | 34 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                       | 34 |

|    |                                     |    |
|----|-------------------------------------|----|
| 第5 | 農業近代化施設の整備計画.....                   | 35 |
| 1  | 農業近代化施設の整備の方向.....                  | 35 |
| 2  | 農業近代化施設整備計画 .....                   | 38 |
| 3  | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....             | 38 |
| 第6 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....          | 39 |
| 1  | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....         | 39 |
| 2  | 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....              | 39 |
| 3  | 農業を担うべき者のための支援の活動 .....             | 40 |
|    | (1) 新規就農者の育成 .....                  | 40 |
|    | (2) 新規参入者への支援 .....                 | 41 |
|    | (3) 意欲のある農業者への支援.....               | 41 |
| 4  | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....             | 41 |
| 第7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画 .....             | 42 |
| 1  | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....            | 42 |
| 2  | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....       | 43 |
| 3  | 農業従事者就業促進施設 .....                   | 43 |
| 4  | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....             | 43 |
| 第8 | 生活環境施設の整備計画 .....                   | 44 |
| 1  | 生活環境施設の整備の目標.....                   | 44 |
| 2  | 生活環境施設整備計画 .....                    | 47 |
| 3  | 森林の整備その他林業の振興との連携 .....             | 47 |
| 4  | その他の施設の整備に係る事業との連携 .....            | 48 |
| 第9 | 付図 .....                            | 49 |
|    | 別添 .....                            | 49 |
| 1  | 土地利用計画図（付図1号） .....                 | 49 |
| 2  | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） .....           | 49 |
| 3  | 農用地等保全整備計画図（付図3号） .....             | 49 |
| 4  | 農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし） .....      | 49 |
| 5  | 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし） ..... | 49 |
| 6  | 生活環境施設整備計画図（付図6号） .....             | 49 |
| 7  | 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号） .....   | 49 |
| 別記 | 農用地利用計画 .....                       | 49 |



# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

豊田市（以下「本市」という。）は、愛知県のほぼ中央から北東にかけて位置し、面積は918.32 km<sup>2</sup>、人口約42万人の愛知県第2の規模を誇る中核市である。愛知県の17.8%を占める広大な市域は、東部は山間部、西部は平野部が広がり、一級河川矢作川を中心に形成される西三河平野と木曽山脈から連なる三河高原の変化に富んだ地勢を有している。



豊田市風景 豊田市 HP

森林面積が約7割を占め、市内の平坦部と山村部では標高差が1,200mに及び、三河高原と三河平野の接点に位置し、寧比叢岳、三国山、天狗棚、炮烙山、猿投山などの山々が連なり、美しい景観や豊かな自然に恵まれた日本の縮図である。

また、東名高速道路をはじめ、4つの高規格幹線道路に8つのインターチェンジを有するなど、道路交通、物流の要衝となっている。

本市の人口は約42万人を横ばいで推移してきたが、少子高齢化が進行し、2019年をピークに人口減少に転じており、2050年には約37万人になることが想定されている。

市内の産業は自動車生産を中心としたものづくり産業の集積を強みとしてきたが、自動車業界が「100年に一度の大変革時代」にあり、従来の産業構造やビジネスモデルが大きく転換することで、本市の市民生活や中小企業などの市内経済が大きな影響を受ける可能性がある。今後も引き続き、ものづくり企業が集積している特性を生かし、さらなる発展を目指す。

第9次豊田市総合計画（以下「総合計画」という。）における将来都市構造では、都市の骨格づくりとして、人口が集中する都市部と集落が点在する山村部の地域の特性を踏まえて、暮らしに必要な機能や居住をコンパクトに集積・維持する地域を「拠点」と位置づけている。また、拠点間の連携を図るため、道路や鉄道等の公共交通に加え、情報基盤などの「ネットワーク」の強化を進めることで、拠点相互がより緊密につながり合い、周辺地域を含めて広域的に「人・もの」等の様々な循環・対流を創出し、都市部・山村部それぞれの地域の価値を高め合う「拠点連携型都市」を目指すとしている。具体的には市内を4つのゾーン（市街地ゾーン、田園・都市共生ゾーン、里山・都市共生ゾーン、森林環境ゾーン）に分け、適切な土地利用の誘導を図ることとしている。

## 【土地利用の基本方針】

### ＜ゾーンの方針＞

地勢や土地利用の現況、法令等で定める土地規制を踏まえ、自然環境の適切な保全と活用、営農や森林施業、製造・物流等のものづくり産業活動や市民の暮らしとの関係等に配慮した計画的な土地利用の推進を図るため、4つのゾーンを位置づける。

#### ■市街地ゾーン

鉄道等の公共交通の利便性の向上に併せて、市街化区域における生活利便性の向上や土地利用の高度化、低未利用地の活用等により、都市的土地利用を推進し、誰もが暮らしやすい市街地の形成を図る。

#### ■田園・都市共生ゾーン

優良農地の保全等により営農環境に最大限に配慮しながら、定住促進や産業集積等の計画的な土地利用の誘導により、農業的土地利用と都市的土地利用との調和・共生を図る。

#### ■里山・都市共生ゾーン

都市近郊の農地や森林等の適切な管理・保全を進めつつ、既存ストックを生かした産業集積等の計画的な土地利用の誘導により、里山環境と都市的土地利用との調和・共生を図る。

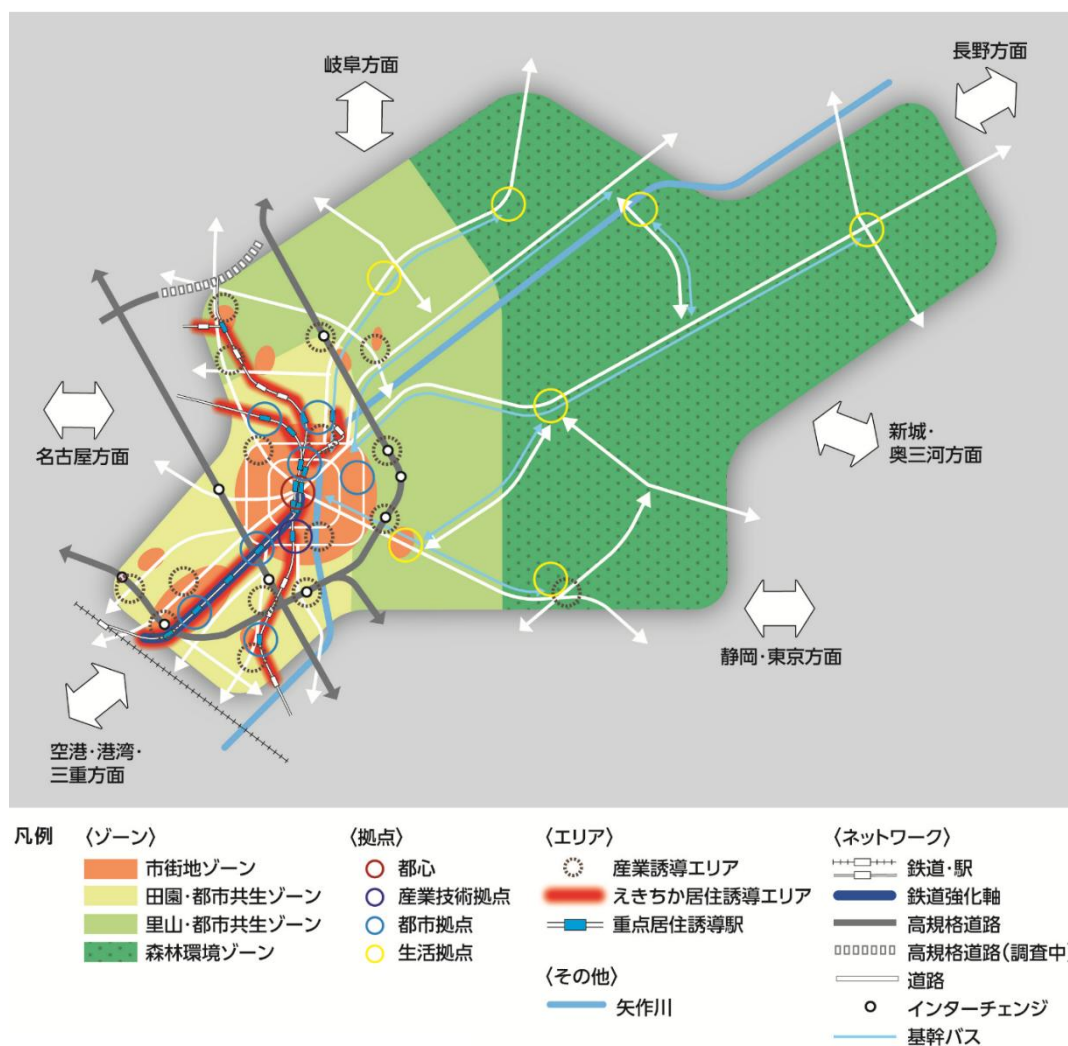
#### ■森林環境ゾーン

農地や森林等の豊かな自然環境及び都市的土地利用の適切な管理・保全を基本として、地域産業の振興に資する土地利用を推進するほか、生活拠点を中心に居住促進地区を設定し、コミュニティ維持に必要な移住・定住の誘導により、自然環境の保全と山村地域の暮らしとの調和・共生を図る。

総合計画では、上記のゾーンを踏まえて、暮らしに必要な機能や居住をコンパクトに集積・維持する地域として、都心、産業技術拠点、都市拠点、生活拠点及び広域生活拠点の4つの拠点を設定している。

本市の発展に必要な都市の構想については、総合的な視点に立ち、計画的な土地利用を図るとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用とその他土地利用との調和に十分留意する。

また、本市の山村地域における、「豊田市山村地域の振興及び都市との共生に関する基本計画－おいでん・さんそんプラン－」（以下「おいでん・さんそんプラン」という。）では、人口減少が進行する山村部において、地域ぐるみの移住・定住の促進を掲げており、日常生活を支える生活機能や居住人口の確保を考慮した土地利用を推進する。



(注) 資料：第9次豊田市総合計画（令和7年3月）

なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

表 主要用途別の土地利用状況

| 区分<br>年次     | 農用地        |           | 農業用施設用地    |           | 森林・原野        |             | 住宅地・工場用地・その他 |           | 計          |           |
|--------------|------------|-----------|------------|-----------|--------------|-------------|--------------|-----------|------------|-----------|
|              | 実数<br>(ha) | 比率<br>(%) | 実数<br>(ha) | 比率<br>(%) | 実数<br>(ha)   | 比率<br>(%)   | 実数<br>(ha)   | 比率<br>(%) | 実数<br>(ha) | 比率<br>(%) |
| 現在<br>(R6年)  | 6,714      | 27.1      | 62         | 0.2       | 1,510<br>(0) | 6.1<br>(0)  | 16,518       | 66.6      | 24,804     | 100.0     |
| 修正値<br>(R6年) | 6,627      | 26.8      | 62         | 0.2       | 9,549        | 38.5        | 8,566        | 34.5      | 24,804     | 100.0     |
| 目標<br>(R12年) | 6,332      | 25.5      | 62         | 0.2       | 9,283<br>(0) | 37.4<br>(0) | 9,127        | 36.9      | 24,804     | 100.0     |
| 増減           | ▲300       |           | 0          |           | ▲266         |             | 566          |           | 0          |           |

(注) 1 資料：令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

2 ( ) 内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

総合計画に示されている将来都市構造では、市街地では鉄道等の公共交通の利便性の向上に併せて、土地利用の高度化、低未利用地の活用等により都市的土地利用を推進する。また、都市地域では、優良農地の保全を前提としつつ、えきちか居住誘導エリア※<sup>1</sup>への居住誘導や産業誘導エリア※<sup>2</sup>での産業集積等、都市的土地利用と調和を図る。山村地域では、コミュニティ維持に必要な移住・定住の誘導を図りつつ、農業振興を図る。

農用地区域は、総合計画に示されている土地利用方針との整合を図りつつ、主に農業生産基盤整備事業の実施区域や、地域計画の目標地図に位置づけられた区域などの優良農地の確保を図る。

なお、都市的土地利用の需要が高い南部（上郷・高岡地区）のインターチェンジ周辺において、農業的土地利用と都市的土地利用との共生を図るため、農用地区域内で特に守るべき農用地区域を特定保全農用地区域として継続して設定し、優良農地の確保を図る。

※1 将来にわたって安全で快適な市街地の形成を図るため、都市間のアクセスや市内の円滑な移動における鉄道の強みを最大限に生かし、重点居住誘導駅を中心に多様な主体による宅地の供給や暮らし機能の集積を進めるとともに、交通結節機能の強化を図り、鉄道沿線の居住の誘導を推進する。

※2 産業の集積・強化に向け、計画的に新たな産業用地の供給を図るとともに、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導を推進する。

### （ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 6,627ha のうち、a～cに該当する農用地で、次の（a）～（d）に該当する農用地以外の農用地 5,005ha について、農用地区域を設定する方針である。

|                                                                                   |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| a 集団的に存在する農用地<br>10ha 以上の集団的な農用地                                                  | 3,099ha |
| b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地 ※1、※2                                      | 1,478ha |
| c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地 ※3      | 491.0ha |
| 計                                                                                 | 5,068ha |
| ただし、a～cの土地であっても、次の(a)～(d)に該当する農用地については、農用地区域には含めない。                               |         |
| (a) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地                                        | 57.3ha  |
| (b) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 10ha 以下の農用地 | 0.6ha   |

|                                                         |        |
|---------------------------------------------------------|--------|
| (c) 山林に介在し、営農条件が悪く農用地としての利用の確保が困難な農用地で団地規模が 10ha 以下の農用地 | 2.4ha  |
| (d) 個別案件による農振除外の申出のあった農用地                               | 2.1ha  |
| 計                                                       | 62.4ha |

※1 面積は a の農用地以外の農用地とする。

※2 農業生産基盤整備事業の主な例

- 農業用排水施設の新設又は変更（事業により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない農用地を除く。）
- 区画整理
- 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- 埋立て又は干拓
- 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

※3 主な例

- 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- 高収益をあげている野菜のハウス団地
- 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- その他農地としての利用を確保すべき農用地

表 都市計画道路予定地

単位：ha

| 番号 | 路線<br>番号 | 地域、地区及び施設等<br>の具体的な名称または<br>計画名 | 位置       | 面積  |           |      |
|----|----------|---------------------------------|----------|-----|-----------|------|
|    |          |                                 |          | 農用地 | 森林<br>その他 | 計    |
| 1  | 32003    | 衣浦豊田線                           | 拳母・高岡    | 0.3 | 0.0       | 0.3  |
| 2  | 32020    | 豊田刈谷線                           | 拳母・高岡    | 1.0 | 2.1       | 3.1  |
| 3  | 32025    | 名古屋豊田線                          | 猿投・保見    | 1.3 | 2.7       | 4    |
| 4  | 33004    | 久澄橋線                            | 高橋・松平    | 0.1 | 0.4       | 0.5  |
| 5  | 33005    | 国道155号線                         | 拳母・保見    | 0.1 | 0.2       | 0.3  |
| 6  | 33008    | 豊田北バイパス                         | 拳母・猿投・保見 | 0.7 | 0.1       | 0.8  |
| 7  | 33009    | 豊田多治見線                          | 猿投・藤岡    | 1.3 | 3.9       | 5.2  |
| 8  | 33023    | 豊田則定線                           | 高橋       | 0.2 | 0.5       | 0.7  |
| 9  | 33047    | 寺部御立線                           | 高橋       | 0.1 | 0.0       | 0.1  |
| 10 | 34013    | 岡崎三好線                           | 上郷・高岡    | 0.1 | 0.1       | 0.2  |
| 11 | 34017    | 東郷豊田線                           | 拳母       | 0.0 | 0.1       | 0.1  |
| 12 | 34018    | 豊田安城線                           | 上郷       | 0.0 | 0.3       | 0.3  |
| 13 | 34021    | 豊田知立線                           | 保見       | 0.0 | 0.5       | 0.5  |
| 14 | 34033    | 三好ヶ丘駒場線                         | 高岡・保見    | 0.1 | 0.0       | 0.1  |
| 15 | 34037    | 越戸停車場線                          | 猿投       | 0.5 | 0.1       | 0.6  |
| 16 | 34041    | 西岡吉原線                           | 高岡       | 0.8 | 1.4       | 2.2  |
| 17 | 34101    | 勘八峡線                            | 猿投       | 0.0 | 0.5       | 0.5  |
| 18 | 34109    | 猿投学校通り線                         | 猿投       | 0.0 | 0.3       | 0.3  |
| 19 | 34112    | 土橋竜神線                           | 高岡       | 0.2 | 0.3       | 0.5  |
| 20 | 34119    | 若林東西線                           | 高岡       | 0.0 | 0.3       | 0.3  |
| 21 | 34120    | 若林中根線                           | 高岡       | 0.2 | 1.5       | 1.7  |
| 22 | 34124    | 浄水駅南通り線                         | 保見       | 0.0 | 0.4       | 0.4  |
| 23 | 76108    | 若林高架側道2号線                       | 高岡       | 0.4 | 0.0       | 0.4  |
|    |          | 合計                              |          | 7.4 | 15.7      | 23.1 |

注) 上記に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、都市計画道路予定地とする。

#### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

#### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

#### (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

(ア)において農用地区域を設定するとして現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び土地改良事業等の実施が見込まれる土地について農用地区域を設定する。

## (オ) 現況農用地についての特定保全農用地区域の設定方針

市内においては、都市的土地利用の推進により、10ha 以上の一団の農地である優良農地が減少する中で、今後も更なる優良農地の減少が予想される。また、本市の特性として、南部地域（上郷・高岡地区）のインターチェンジ周辺で農業的土地利用と都市的土地利用との無秩序な土地利用の混在が顕著である。

そのため、農用地区域内で特に優良で保全する必要があると判断する優良農地を特定保全農用地区域として定めることで、農業を基本とした土地利用を守りつつ、都市的土地利用との調和を目指し、農業生産基盤の確保を図る。

### 《設定基準》

基準 1 を満たすエリアの中で、基準 2-1 若しくは基準 2-2 の条件を全て満たすエリア内の農用地区域

| 基準                                             | 内容                                                                                                                |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準 1<br>地区の選定                                  | ①田園・都市共生ゾーンの地区<br>②地区全体で農用地利用集積率が 50%以上                                                                           |
| 基準 2-1<br>基準 1 を満たした地区内で、①～③すべての条件を満たしている農用地   | ①10ha 以上で甲種農地を含む一団の農用地<br>②圃場整備が行われた農地を含む一団の農用地<br>③産業誘導・えきちか居住誘導エリア外の農用地<br>■上郷地区…榑塚東町、榑塚西町、畝部西町、畝部東町、幸町、配津町、上郷町 |
| 基準 2-2<br>基準 1 を満たした地区内で、農業生産基盤整備事業施行状況の観点から選定 | ①10ha 以上で甲種農地を含む一団の農用地<br>②圃場整備後 8 年未満の農用地を含む一団農用地<br>■高岡地区…中田町、駒場町、生駒町                                           |

## (2) 農用地利用計画の基本方針

### ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地について、農用地区域への編入を検討する。

- a 集団的な農地で面積が 10ha 以上あり、優良農地として保存することが望ましい農用地
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地
- c 地域計画の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成、農業振興地域の地域特性に即した農業の振興を図るために必要な土地

### イ 農用地区域の除外

以下のいずれかの項目に該当する土地について農用地区域からの除外を検討する。

#### (ア) 近代化不可地

自然的、社会的な条件等からみて、効率的な近代的農業が営めない土地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢、背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も農業生産基盤整備事業の実施が見込まれない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 30 年以上が経過した土地
- b 自然的、社会的な条件からみて、生産性の低い土地で農業の近代化が図れない土地
- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営に支障が少ない土地
- d 地域計画の達成に支障がないと認められる土地

#### (イ) 集落介在地

集落等の非農地に 3 方以上囲まれている土地であり、地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地で、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢や背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 農業生産基盤整備事業が実施されていない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 20 年以上経過した土地
- b 集落等に介在し、既存の農用地区域内農用地と一体的な利用が困難な土地で、一団の規模が豊田市の平均的なほ場整備面積以下となる概ね 30a 以下の土地
- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営に支障が少ない土地
- d 地域計画の達成に支障がないと認められる土地

※ (イ) の b の「30a 以下」の考え方について

県営ほ場整備事業では、高性能な機械による営農が可能な単位として、30a を区画面積の基準としていることから、「30a」に設定する。

#### (ウ) 山林介在地

山林等に 3 方以上囲まれている土地であり、地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地で、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢や背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 農業生産基盤整備事業が実施されていない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 20 年以上経過した土地
- b 山林等に介在し、既存の農用地区域内農地と一体的な利用が困難な土地で、一団の規模が概ね 30a 以下の土地

- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微で、関係農家への農業経営に支障が少ない土地
- d 地域計画の達成に支障がないと認められる土地

### (工) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）

#### 第 10 条第 4 項

農振法第 10 条第 4 項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地(公共性が特に高いと認められる事業に関わる点・線施設の用に供される土地)に該当することとなった場合に対象とする。

- a 道路用地、河川、水道施設等に供する土地

### (オ) 個別案件の土地

農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微で、農振法第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの要件の全てを満たし、事業計画が明確かつ確実であり、他法令に基づく許認可等の見込があるものについては除外を検討する。個別案件については豊田市農業振興地域保全対策協議会と情報交換しながら適切に 6 要件の判断を行う。

なお、線的な農業生産基盤整備事業の対象地で、工事完了後 8 年未満の場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号の施設を理由としての農用地区域からの除外について検討する。

#### ＜農振除外の 6 要件（要約）＞

- ・ その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性がある、他法令の見込みがあるなど）であって、ほかに代替すべき土地がないこと。
- ・ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をおよぼすおそれがないと認められること。
- ・ 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 除外することにより、農用地区域内の農業用施設（水路、農道など）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 土地改良事業完了後 8 年を経過していること。

農振法第 13 条 2 項

### (3) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等利用の方針

市内は、大きく都市地域（挙母・高橋・上郷・高岡・保見・猿投地区）と中山間地域（石野・松平・藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武地区）に分けられ、地区によって標高や気候などの自然的条件が異なり、土地利用や生産する農産物にも影響を与えている。特に、気象条件における気温や降水量の違いから、地区の特徴を生かした農業が営まれている。

一方で、都市化や高齢化の進展により営農環境が悪化している地区もあり、農家の高齢

化や担い手不足、遊休農地の解消と未然防止が求められる。

今後の農用地等利用の方針として、都市地域では農業生産基盤整備事業等で整備された優良農地や 10ha 以上の集团的農地を中心に保全し、地域計画に基づいた農地の集積・集約を促進するとともに、都市的土地利用との調和を図る。

中山間地域においては、農業生産基盤整備事業は実施しているが、中山間農業特有の農作業で多くの労力を要することから、農地の利用集積の妨げにもなっている。そのため、持続可能な営農の維持に向け、中山間地域等直接支払制度の活用や、担い手である個人農家のほか農業生産法人や集落営農へ農作業を委託し、地域計画を基本とした担い手への農地の集積・集約を促進することで、中山間地域が抱える課題の解消に取り組む。また、人口減少という喫緊の課題に対しては、主に居住促進地区内での安全・安心に居住できる宅地の確保を図る。

表 地区別・用途別面積

単位：ha

| 地区名 | 農地    | 採草放牧地 | 混牧林地 | 農業用施設用地 | 計     |
|-----|-------|-------|------|---------|-------|
| 拳母  | 326   | 0     | 0    | 5       | 331   |
| 高橋  | 212   | 0     | 0    | 3       | 215   |
| 上郷  | 798   | 0     | 0    | 8       | 806   |
| 高岡  | 1,283 | 0     | 0    | 16      | 1,299 |
| 保見  | 585   | 0     | 0    | 10      | 595   |
| 猿投  | 231   | 0     | 0    | 4       | 235   |
| 石野  | 151   | 13    | 0    | 1       | 165   |
| 松平  | 208   | 0     | 0    | 0       | 208   |
| 藤岡  | 244   | 0     | 0    | 6       | 250   |
| 小原  | 178   | 0     | 0    | 0       | 178   |
| 足助  | 380   | 0     | 0    | 0       | 380   |
| 下山  | 375   | 0     | 0    | 6       | 381   |
| 旭   | 301   | 0     | 0    | 3       | 304   |
| 稲武  | 166   | 212   | 0    | 0       | 378   |
| 計   | 5,438 | 225   | 0    | 62      | 5,725 |

(注) 全域農用地データを地区・用途毎に分類し、各図上面積の合計等から算出。

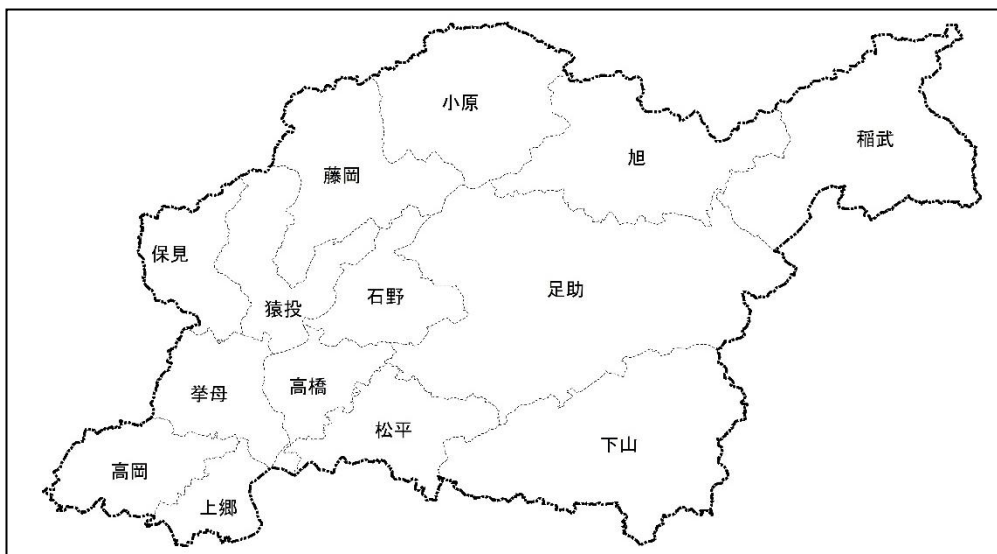


図 本市の地区区分図

## イ 用途区分の構想

本市における、地区区分は以下のとおりである。

### (ア) 拳母地区

逢妻女川水系に属する平坦部の農用地は、大部分で既に農業生産基盤整備を実施しており、耕作条件が良いことから、今後も農地として利用する。

地区内は、都市化の進展による混住化が進んでいるが、米、麦、大豆などの耕作が営まれているほか、野菜や花きの栽培、畜産なども行われ、また、逢妻地区では複数の経営体が耕作していることから、耕作エリアの調整を進めて作業効率の向上に努める。

地区内では、国道 153 号豊田北バイパス及び国道 155 号豊田南バイパスの整備が予定されており、バイパスの整備を見据え、地域農業の影響を考慮しながら都市的土地利用との調和を図る。

### (イ) 高橋地区

鞍ヶ池・寺部池及び神池水系に属する平坦な農用地、櫛尾川水系に属する山間部の農用地は、大部分で農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

地区内は、都市化の進展により混住化が進んでいるが、米、麦、大豆などの耕作が営まれているほか、ネギなどの露地野菜や花きの栽培、畜産なども行われている。そのため、耕畜連携や経営体への集積を見据えた土地利用を推進する。

### (ウ) 上郷地区

西部に位置する枝下用水及び明治用水水系に属する平坦部の農用地は、大部分で既に農業生産基盤整備を実施し、大規模な法人・経営体等による稲作中心の営農が進んでおり、今後も農地として利用する。また、大区画ほ場整備を実施した矢作川と明治用水に囲まれた農用地では、市内有数の優良農地としてスマート農業の推進等の高度利用を図る。

地区内では、既存の大規模工場隣接地に「福受地区産業用地整備事業」(約 41ha)、上郷スマートインターチェンジ、豊田東インターチェンジ周辺では、「豊田上郷 SIC 周辺地区産業用地整備事業」(約 20ha)、「豊田東 IC 周辺地区産業用地整備事業(北部・南部)」(約 54ha) が計画されており、今後、優良農地の減少が懸念される中で、農業を基本とした土地利用を守りつつ産業用地との調和を図る。

さらに、本地区では、榑塚東町、榑塚西町、畝部西町、畝部東町、幸町、配津町及び上郷町を特定保全農用地区域として指定し、優良農地の確保を図る。

### (エ) 高岡地区

大規模な法人・経営体等による稲作中心の営農が進んでいる本地区では、枝下用水水系に属する農用地や逢妻男川水系に属し国道 155 号、東名高速道路、名鉄三河線に囲まれた農用地など、農業生産基盤整備が実施されている。20ha 以上の団地も形成されており、耕作条件も良く今後も農地として利用する。また、逢妻女川流域に属する中田台地の農用地においては、農業生産基盤整備事業(40.9ha)での整備により生産性が向上した農地が広がり、生産意欲の高い果樹農家も営農していることから今後も農地として利

用する。

また、本地区一帯は、各種幹線道路網が整備されたことで流通業務等の都市的土地需要が高く、「堤地区産業用地整備事業」（約 21ha）が計画されていることから、農業を基本とした土地利用を守りつつ、産業用地との調和を図るとともに、周辺農地の利用集積及び効率的な利用を促進する。

なお、若林駅周辺で「土地区画整理事業」（約 13.7ha）、竹村駅周辺地区で「市街地整備事業」（約 19ha）が検討されており、都市的土地需要が見込まれるため、地域農業への影響を最小限にするよう土地利用の調和を図る。

さらに、本地区では、中田町、駒場町及び生駒町を特定保全農用地区域として指定し、優良農地の確保を図る。

#### （オ）保見地区

東保見大池・八木池上池・伊保蓮池水系、田初川水系に属する平坦部の農用地では、農業生産基盤整備が実施されており、10ha 以上の団地を形成している。伊保川水系に属する農業生産基盤の未整備区域についても農地の集団性が保たれている。

また、伊保原台地の農用地は、市街化区域に隣接し、水利条件、営農条件が良好ではないが、生産意欲の高い畜産農家等も存在することから、今後も農地として利用する。

なお、上豊田駅周辺において、上豊田駅周辺地区土地区画整理事業が検討されており、都市的土地需要が見込まれる。しかし、地区内には複合経営を営む農家も多いことから、多様な農業を推進していくためにも地域農業への影響を最小限にするよう土地利用の調和を図る。

#### （カ）猿投地区

枝下用水水系に属する平坦な農用地は、既に農業生産基盤整備が実施され、15ha 以上の団地を形成している。北部台地、御船台地の農用地は、市の名産品である桃、梨、柿の生産が盛んであるほか、畑としても利用されている。御船川水系に属する平坦部の農用地も既に農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

地区内では、「花本地区産業用地整備事業（北部・南部）」（約 35ha）が検討されており、都市的土地需要が見込まれるため、地域農業への影響を最小限にするよう土地利用の調和を図る。

また、平成 16 年度に開設した豊田市農ライフ創生センター（以下、「農ライフ創生センター」という。）を拠点として、都市住民の農業への関わりを引き続き支援する。

#### （キ）石野地区

勘八・手呂・成合集落周辺の農用地では、農業生産基盤整備を実施されており、今後も農地として利用する。

一方で、地区内の農地は、農家の高齢化による離農や後継者不足により、遊休農地の増加や未整備で悪条件な農地の存在、鳥獣被害により耕作意欲の減退を招いているほか、都市地域に近接する本地区の立地特性から、農地と住宅の混住化が進行している。

今後は、混住化による地域農業への影響を最小限に止め、収益性の高い作物や園芸作物などによる農用地の利用を図ることでブドウからのワイン製造をはじめとした 6 次産

業化に取り組む。

#### (ク) 松平地区

地区内の各集落では、農業生産基盤整備が実施されている農用地もみられるため、こうした農用地を中心に今後も農地として利用する。

一方で、狭小な農地や遊休農地が増加しており、農地の集積・集約が困難な状況にある。また、農家意向調査結果では、農地として管理が難しいと考えている農家が多くみられる。そのため、主要作物である米を中心に水田としての土地利用を図るほか、地域の特産品である長ナスや甘長ピーマン、菌床シイタケ、山菜、七草、トウモロコシなどの農産物の生産を推進する。

#### (ケ) 藤岡地区

木瀬川水系に属する農用地は、既に農業生産基盤整備が実施されている。飯野川水系に属し藤岡地区の中心部周辺の農用地では、周辺の開発等により混住化が進行していることも踏まえ、コミュニティ維持に向けた都市的土地利用との調和を図りながら、農業生産基盤整備を実施した農用地を中心に今後も農地として保全する。さらに、団体営農地造成事業で整備された北一色地区では、引き続き未利用地の解消に努める。

一方で、農家意向調査結果では、遊休農地、山林原野及びほ場整備がされていない農地は農用地区域から外すべきと考えている農家が多くみられることから、集落営農組織を始め、担い手への作業受委託の促進を図り、遊休農地の解消を図る。

なお、県営農地開発事業により畑地造成された御作町西川地区の農用地は、果樹、露地野菜、茶の作付や、みつば等の農業用施設があるため、農道整備等により農地の高度利用を検討する。

#### (コ) 小原地区

地域の約 83%が山林であり、地区全域にわたり土地の起伏が激しく、耕地条件は恵まれていないが、田代川、犬伏川、大平川沿いの狭小な谷に沿って点在する農用地では、農業生産基盤の整備率が高い。また、山村地域特有の地形により、狭い浸食谷等の山あいまで小規模な農用地が点在しているが、農業生産基盤の未整備農地と一体的に今後も農地として利用する。

さらに、地区内の遊休農地の解消を進めながら地域計画を活用して担い手へ農地の集積・集約を促進することで、適正な農地としての土地利用を推進する。

農家意向調査結果では、安定経営に向けて導入・検討していることとして、高付加価値農産物への転換や直売所の活用、6次産業化への取組の意見が多くみられる。そのため、鶏卵や自然薯、ブルーベリー、キウイフルーツ、オリーブの栽培など、地域の特産物の生産拡大を図るとともに、それらの特産物を使った6次産業化も推進する。

#### (サ) 足助地区

西部の巴川水系周辺に属する比較的平坦な農用地や北部の矢作川水系に属する阿摺川沿いの農用地では、農業生産基盤整備を実施している。また、主要地方道瀬戸設楽線と国道 153 号に挟まれた足助川沿いに点在する農用地や国道 153 号沿いの農用地は、面

積は小規模であるが、農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

農家意向調査結果では、有害鳥獣に農地や農作物を荒らされる、周辺農地が不耕作地で耕作や管理がしづらい等の意見が多く見られる。今後は、地域計画を活用して担い手への農地の集積・集約を促進し、遊休農地の解消と未然防止を図る。

なお、本地区で多く生産されているミネアサヒをはじめ、高原トマトやナスについても一層の販売網の整備や高付加価値化、観光資源と連携した農産物の販売や農家レストランなど、6次産業化を推進する。

#### (シ) 下山地区

西部の郡界川水系に属する平坦地の農用地や東部の野原川水系に属する農用地では、農業生産基盤整備を実施している。また、中部の巴川、大桑川水系に属する農用地でも農業生産基盤整備を実施しており、水稻を中心に花き施設園芸との複合経営の促進により今後も農地として利用する。

なお、傾斜がきつい山あいの農地においては、農業生産基盤整備や機械化が困難であることから、畑作物の栽培を推進する。

今後は、地区外からの新規就農者の受入れや、法人化などによる多様な経営体の確保・育成を通じ、これら担い手への農地の集積・集約を推進する。また、基盤整備や機械の導入が困難な農地については、作付が可能な品種の栽培を指導するなど、地形に影響のない畑地としての土地利用を推進する。

#### (ス) 旭地区

南部の介木川、阿摺川及び大坪川流域の農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、集団化された農用地の区画規模は小さいが、水稻を中心とした野菜との複合経営等を推進することで今後も農地として利用する。

北部の矢作川、中切川、阿妻川及び明智川水系に属する農用地では、南部と比較して急峻な農地が多くみられるが、農業生産基盤整備を実施しており、水稻を中心とした野菜との複合経営等を図るとともに、気候を利用した特色のある地域特産物（梅、自然薯、ブルーベリー、蜂屋柿、そらまめ、マコモダケ等）の生産を推進することで今後も農地として利用する。

#### (セ) 稲武地区

中部の市街地周辺、国道 153 号、国道 257 号及び河川沿いに小集団で点在する農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、水稻、花きを中心とした栽培を推進する。また、中当地域の名倉川両岸に形成された比較的耕作条件の良い農用地でも、農業生産基盤整備を実施しており、地形的には本地区で最も恵まれているため、機械化・省力化を図る。

さらに、野入地域の国道 153 号沿いに団地化された農用地や押山地域の矢作川支流に属する奥畑川沿いに点在する農用地においても、農業生産基盤整備を実施しており、水稻、野菜等を中心とした栽培を推進する。また、地域特産物であるブルーベリーを生かした観光農園を推進する。

小ギク栽培が盛んな小田木地域の農用地においても、農業生産基盤整備を実施してお

り、ほ場 1 区画の面積も広いことから、花き、水稻を中心とした栽培を推進し、従来の営農体系を維持しつつ今後も農地として利用する。

#### **ウ 特別な用途区分の構想**

該当なし

## **2 農用地利用計画**

別記のとおりとする。

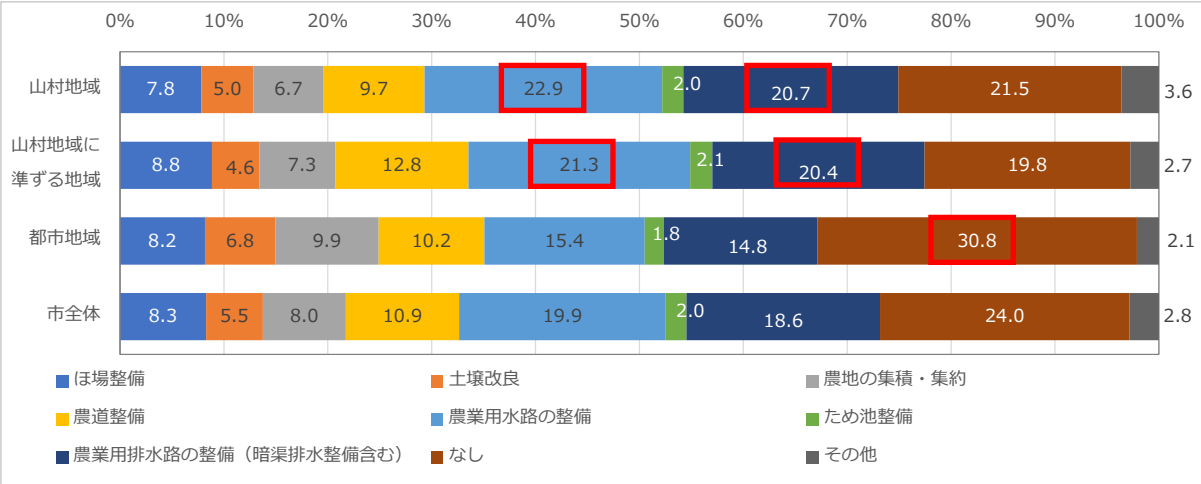
## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業生産整備事業は、昭和 40 年から挙母地区に始まり、令和 6 年度集計で水田（30a 区画程度の整備された田）が 66.5%、畑・樹園地（農道が幹線、支線ともに完備されたもの）が 97.8%の農地で整備がされており、高い整備状況である。

農家意向調査結果では、全地域に共通して、「農業用水路の整備」及び「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が、必要であるとの意見が多かった。なかでも、山村地域及び山村地域に準ずる地域では、市平均を超えてこれらの意見が多かったことから、今後は、こうした地域の実状や意向・意向の変化等を的確に捉え、中山間地域等直接支払制度の活用等、地域に合った農業生産基盤整備事業の推進により農業経営の安定化を図っていく。

（問）必要だと思う生産基盤（3 地域集計）



（問）必要だと思う生産基盤（R2-R5 比較集計）

|    | 回答項目                          | R2<br>回答者数 | R2割合   | R5<br>回答者数 | R5割合   | 0%    | 10%   | 20% | 30% | 40% |
|----|-------------------------------|------------|--------|------------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 1  | ほ場整備                          | 211        | 9.9%   | 172        | 8.3%   | 9.9%  | 8.3%  |     |     |     |
| 2  | 土地改良（R2 客土）                   | 75         | 3.5%   | 121        | 5.8%   | 3.5%  | 5.8%  |     |     |     |
| 3  | 農地の集積・集約（R5のみ）                |            |        | 176        | 8.5%   | 8.5%  |       |     |     |     |
| 4  | 農道整備                          | 274        | 12.9%  | 215        | 10.4%  | 12.9% | 10.4% |     |     |     |
| 5  | 農業用水路・排水路の整備（暗渠排水整備含む）（R2+R5） | 741        | 34.8%  | 751        | 36.3%  | 34.8% | 36.3% |     |     |     |
| 6  | ため池整備                         | 44         | 2.1%   | 42         | 2.0%   | 2.1%  | 2.0%  |     |     |     |
| 7  | 農地造成（R2のみ）                    | 107        | 5.0%   |            |        | 5.0%  |       |     |     |     |
| 8  | なし                            | 594        | 27.9%  | 537        | 26.0%  | 27.9% | 26.0% |     |     |     |
| 9  | その他                           | 82         | 3.9%   | 55         | 2.7%   | 3.9%  | 2.7%  |     |     |     |
| 合計 |                               | 2,128      | 100.0% | 2,069      | 100.0% |       |       |     |     |     |

※農業用水路・排水路の整備（暗渠排水整備含む）：R5の「農業用水路の整備」と「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」、R2の「農業用水路・排水路の整備」と「暗渠排水整備」の回答数を合計した値である。

※地域分類

- ・山村地域：小原、足助、下山、旭、稲武
- ・山村に準ずる地域：石野、松平、藤岡
- ・都市地域：高橋、挙母、上郷、高岡、保見、猿投

**【農家意向調査概要】**

- 調査名：豊田農業振興地域整備計画に関する農家意向調査
- 対象者：市内の農地所有者又は耕作者の中から無作為に抽出した農家
- 調査期間：2023年9月1日発送、2023年9月29日（締め切り）
- 発送数：2,700通
- 回収数：1,579通（回収率／58.5%）

### **（１）挙母地区**

本地区は、県営ほ場整備事業等の実施により、水田では区画整理や愛知用水の末端水路等が整備されており、畑地や樹園地では県営土地改良総合整備事業などにより、用・排水路や暗渠排水等の整備が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路、農道等では、老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤整備として、「土壌改良」、「農道整備」が必要との意見が多かった。

今後は、都市化が進展する地区内において、国・県・市の整備事業を活用した農業生産基盤の整備を検討し、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化に努める。

### **（２）高橋地区**

本地区は、団体営ほ場整備事業等の実施により、区画整理や用・排水路、農道等の整備が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路の老朽化による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果では、農業生産基盤整備として、「ほ場整備」、「土壌改良」が必要との意見が多かった。

今後は、国・県・市の整備事業を活用した農業生産基盤の整備を検討し、専業農家の経営強化に向けたブランド化や有機栽培、6次産業化、飼料作物の生産等による収益増加に繋がる取組を推進する。

### **（３）上郷地区**

本地区は、県営ほ場整備事業や団体営土地改良総合整備事業等の実施により、区画整理や用・排水路、農道等の整備が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路、農道等では、老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「農道整備」が必要との意見が多かった。

地区内では、スマートインターチェンジの整備により産業用地の整備が計画されているため、農業への影響を最小限に留めるよう調整を図るとともに、国・県・市の整備事業を活用した農業生産基盤の整備を検討し、米、麦、大豆を中心とした農地の集約化による経営の効率化を図る。また、主要作物である茶、梨、イチジク、イチゴ、洋ラン等について、付加価値や競争力を高められるブランド化を実現できる基盤整備を検討する。

### **（４）高岡地区**

本地区は、県営・団体営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業、農村総合整備モデル事業

等の実施により、区画整理、排水路等の整備が進んでいる。また、若林東町の狸山地区では、ほ場整備が計画されており、既に対象農地が農用地区域に編入されている。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路等の老朽化による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農道整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水含む）」が必要との意見が多かった。

また、地区内には 20ha 以上の団地化された農地が形成されているなど、耕作条件が良好な農地も多い一方で、幹線道路が通る地区内において、流通・産業団地の整備が計画されており、都市的な土地利用も計画されている。

今後は、農家の意向を踏まえながら、都市的土地利用との調和を図りつつ団地化ほ場の特性を生かせるよう、用・排水路整備や農道整備、暗渠排水整備等を検討して農業経営の合理化・省力化を推進する。また、土地利用型農業（水稻、麦、大豆）と集約型農業（キャベツなどの野菜）による複合経営や茶、豚などのブランド化、水稻の有機栽培、6 次産業化の取組、飼料作物の生産など、地域の実状に合った農業を実現できる基盤整備を検討する。

## （５）保見地区

本地区は、団体営ほ場整備事業、集団農区総合整備事業の実施により、区画整理が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路、農道等では、老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農道整備」、「農業用水路の整備」が必要との意見が多かった。

地区内には 10ha 以上の団地化された農地が形成されているほか、生産意欲の高い畜産農家も多い一方で、上豊田駅周辺は土地区画整理事業により市街化区域への編入も検討されている。

今後は、農家の意向を踏まえながら、都市的土地利用との調和を図りつつ地元農家の要望を確認し、大区画ほ場の特性を生かせるよう、用・排水路整備や農道整備、ほ場整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。また、地区内のほ場条件の向上を図り生産性を向上させるとともに、畑地において果樹等による高収益作物の生産拡大のほか、生産性が見込めない農地で菜種栽培等による環境保全型農業に取り組めるよう基盤整備を検討する。

## （６）猿投地区

本地区は、県営・団体営ほ場整備事業、県営農道整備事業の実施により、ほ場や農道、用・排水路等の整備が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路や農道の老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「土壌改良」、「農道整備」、「農業用水路の整備」、「ため池整備」が必要との意見が多かった。

地区内には 15ha 以上の団地化された農地が形成されているほか、北部台地や御船台地では桃や梨等の果樹の生産が盛んであり、これらの新規就農者も着実に定着しつつあることから、国・県・市の整備事業を活用した農業生産基盤整備を検討する。また、団地化ほ場の特性を生かしつつ、栽培する品目を見据えた用・排水路整備、暗渠排水整備等を検討し

て農業経営の合理化・省力化を推進する。

## **(7) 石野地区**

本地区は、地域農政特別対策事業、団体営土地改良総合整備事業等の実施により、区画整理が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路や農道の老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「土壌改良」、「農道整備」が必要との意見が多かった。

地区内には、水稻を主要作物としつつも、ブドウ栽培を中心に樹園地が多くあることから、地元農家の要望を確認しながら、栽培する品目を見据えたほ場整備や農道整備、用・排水路整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を検討する。

## **(8) 松平地区**

本地区は、県営ほ場整備事業等の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路や農道の老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農道整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

今後は、農家の意向を踏まえ、地元農家の要望を確認しつつ、米をはじめ、しいたけ、長ナスや甘長ピーマン等の栽培される品目を見据えたほ場整備や農道整備、用・排水路整備等を検討する。そして、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化に取り組み、消費者へ安全・安心な農産物の提供を推進する。また、地区内の観光資源という立地性を生かし、地区の特産品づくりが実現できる基盤整備を検討する。

## **(9) 藤岡地区**

本地区は、団体営ほ場整備事業、県営農地開発事業等の実施により、区画整理や農地造成が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路や農道の老朽化や破損による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「農道整備」、「農業用水路の整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内には、周辺の開発等により農地と住宅が混在化している地域もあることから、地元農家の意向を踏まえながら、用・排水路整備や農道整備、ほ場整備等を検討する。さらに、北一色地区では未利用地を解消するためのほ場整備の検討、御作町西川地区では果樹、露地野菜、茶等の農業用施設等を生かせる整備を検討するなど、農地利用の効率化・高度化に努める。

山間部と都市部の間に立地する地理的な条件を生かし、平坦部では稲作を中心に集積・集約を推進して営農効率の向上を目指す。そして、山間地の水田では継続的に稲作を推奨するとともに、畑地では野菜を中心に新規就農者を継続的に受け入れるなど、今後の地区農業が展開できる基盤整備を検討する。

## **(10) 小原地区**

本地区は、団体営ほ場整備事業等の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水施設の老朽化のほか、湧水により水田が湿田化するといった支障が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農業用水路の整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内は約 83%が山林であり、田代川、犬伏川、大平川沿いの狭小な谷に沿って小規模に点在する農地が多いことから、地元農家の要望を確認し、未整備農地と一体的に地形状況に合わせた用・排水路や暗渠排水等の水利施設や農道の整備などを検討して農業経営の合理化・省力化を推進する。また、品質の向上を図り安全安心な米づくりを推進するとともに、鶏卵、自然薯、ブルーベリー、キウイフルーツ、オリーブなど地区の特産品の生産拡大を図るほか、生産から販売までの 6 次産業化を実現できる基盤整備を検討する。

### **(11) 足助地区**

本地区の農用地は、山あい分散し棚田を呈している地域も多いが、県営・団体営ほ場整備事業等の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水路の老朽化等による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農道整備」、「農業用水路の整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内の農地は、面積が小規模ながらブランド米（ミネアサヒ）をはじめ、高原トマトやナスなどを生産しており、地元農家の要望を確認しながら、農地規模を勘案した用・排水路整備をはじめ、暗渠排水整備、ほ場整備、農道整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。そのほか、観光資源である香嵐渓を活用した農産物の直売や農家レストランの経営などの 6 次産業化を検討する。

さらに、ミネアサヒについて「中山間の美味しい米」として高付加価値化を図るなど販路拡大に繋がる基盤整備を検討する。

### **(12) 下山地区**

本地区は、河川沿いを中心に小規模な農地が分散しており、県営ほ場整備事業等の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水施設の老朽化等による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農業用水路の整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内では、水稻を中心に花き施設園芸との複合経営を推進していることから、地元農家の要望を確認しながら、茶、小ギク等を見据えた用・排水路整備、暗渠排水整備、ほ場整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

### **(13) 旭地区**

本地区の農用地は、山あい分散し傾斜が強く団地規模も小さいが、県営・団体営ほ場整備事業等の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水施設の老朽化等による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「土壌改良」、「農道整備」、「農業用水路の

整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内では、農用地の区画規模の小さい農地が多いが、国・県・市の補助事業を活用し、用・排水路整備をはじめ、暗渠排水整備、ほ場整備、農道整備等を検討する。

また、水稻を主要作物としつつ、自然薯やブルーベリーによる観光農園や事業者（ハラペーニョ栽培等）との連携による生産や加工品の製造等の取組を推進する。

#### **（14）稲武地区**

本地区は、団体営ほ場整備事業、農村基盤総合整備事業の実施により、区画整理等が進んでいる。

一方で、早期に整備を実施した用・排水施設の老朽化等による機能低下が懸念される。農家意向調査の結果でも、農業生産基盤として、「ほ場整備」、「農業用水路の整備」、「ため池整備」、「農業用排水路の整備（暗渠排水整備含む）」が必要との意見が多かった。

地区内では、水稻や小ギク、自然薯等を中心とした栽培を推進していることから、地元農家の要望を確認しながら栽培する多様な品目を見据えた用・排水路整備、農道整備、暗渠排水整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

今後は、農家の意向を踏まえ、水稻を主要作物としながら、トウモロコシやクラフトビール用ホップ、ブルーベリーなど収益性の高い農産物を生産できる基盤整備を検討する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類                         | 事業の概要                                                                                                            | 受益範囲 |                           | 対図<br>番号 | 備考              |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------|----------|-----------------|
|                               |                                                                                                                  | 受益地区 | 受益面積<br>(ha)              |          |                 |
| 【継続】<br>農地環境整備事業<br>(西中山地区)   | 用水路 6.4km<br>排水路 1.9km<br>区画整理 3.1ha<br>暗渠排水 11.5ha<br>保全管理 1 式<br>事業費 877,000 千円                                | 藤岡   | 29.2<br>(29.1)<br>[0.1]   | 1        | 愛知県<br>R4～R9年度  |
| 【継続】<br>農地環境整備事業<br>(下山地区)    | 用水路 16.4km<br>排水路 13.5km<br>農地保全 1 式<br>暗渠排水 4.3ha<br>区画整理 0.4ha<br>排水路工 L=0.3km<br>保全管理 1 式<br>事業費 2,897,406 千円 | 下山   | 72.3<br>(72.3)<br>[1.1]   | 2        | 愛知県<br>R1～R12年度 |
| 【継続】<br>農地環境整備事業<br>(つくば地区)   | 用水路 6.7km<br>排水路 10.5km<br>農地保全 83 箇所<br>暗渠排水 9.3ha<br>保全管理 1 式<br>事業費 1,430,100 千円                              | 旭    | 57.6<br>(57.0)<br>[0.6]   | 3        | 愛知県<br>H29～R8年度 |
| 【継続】<br>農地環境整備事業<br>(大野瀬地区)   | 用水路 2.6km<br>排水路 2.3km<br>区画整理 3.9ha<br>保全管理 1 式<br>事業費 404,400 千円                                               | 稲武   | 12.6<br>(12.2)<br>[0.4]   | 4        | 愛知県<br>R3～R9年度  |
| 【新規】<br>経営体育成基盤整備事業<br>(狸山地区) | 区画整理一式                                                                                                           | 高岡   | 22.6                      | 5        | 愛知県<br>R7～R16年度 |
| 【新規】<br>農地環境整備事業<br>(矢作旭地区)   | 用水路 4.9 km<br>排水路 4.8 km<br>農地保全 4 か所<br>暗渠排水 24.4 km<br>区画整理 0.9ha<br>保全管理 1 式                                  | 旭    | 17.4ha<br>(16.5)<br>[0.9] | 6        | 愛知県<br>R8～R13年度 |

(注) 受益面積の上段は全体、中段 ( ) 書きは生産区域、下段 [ ] 書きは保全管理区域

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

農業生産基盤整備事業を実施する農用地に介在、または隣接する森林地域については、地域森林計画との調整を図る。

### **4 他事業との関連**

用排水改良事業の実施に当たっては、県営かんがい排水事業との調整を図りながら、水利用の合理化を検討する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

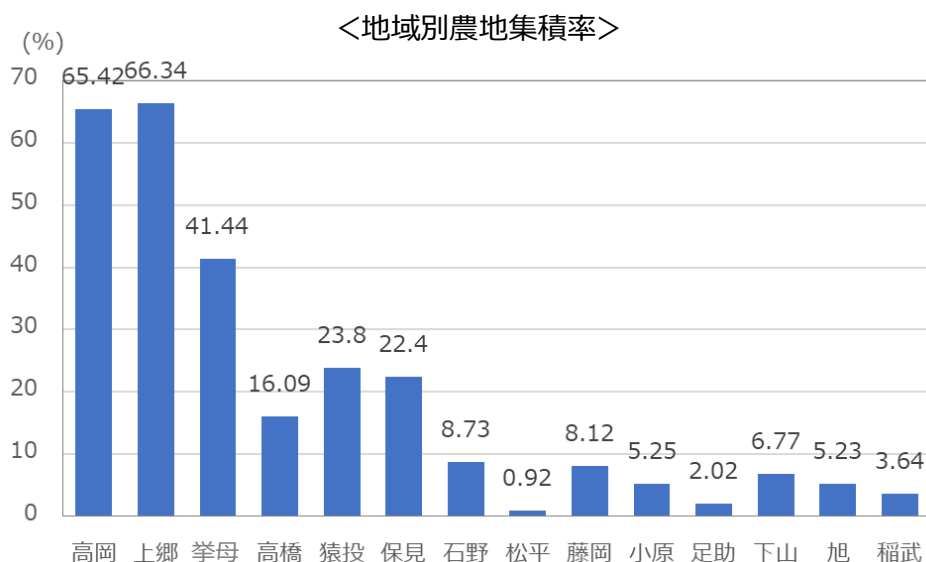
都市部の地域には、老朽化等により利水・防災機能が低下しているため池が存在しており、堤体決壊により下流部農地のみならず、住宅や公共用施設に被害が及ぶ恐れがある。

また、山間部を中心にイノシシやシカ等の獣害の他、農地への廃棄物等の不法投棄が発生しており、これが営農意欲の減退に拍車をかけ農地の荒廃化に繋がっている。

農家意向調査結果では、農用地区域に指定されている農地を所有する農家が感じていることとして、全ての地域で「農地として管理が難しい」（市全体で 39.6%）が最も多く、その中でも都市地域では「開発したくてもできない」（17.1%）、山村地域に準ずる地域では「開発したくてもできない」と「農地の売り手・借り手がいない」（17.9%）、山村地域では「農地の売り手・借り手がいない」（18.5%）の順で意見が多かった。

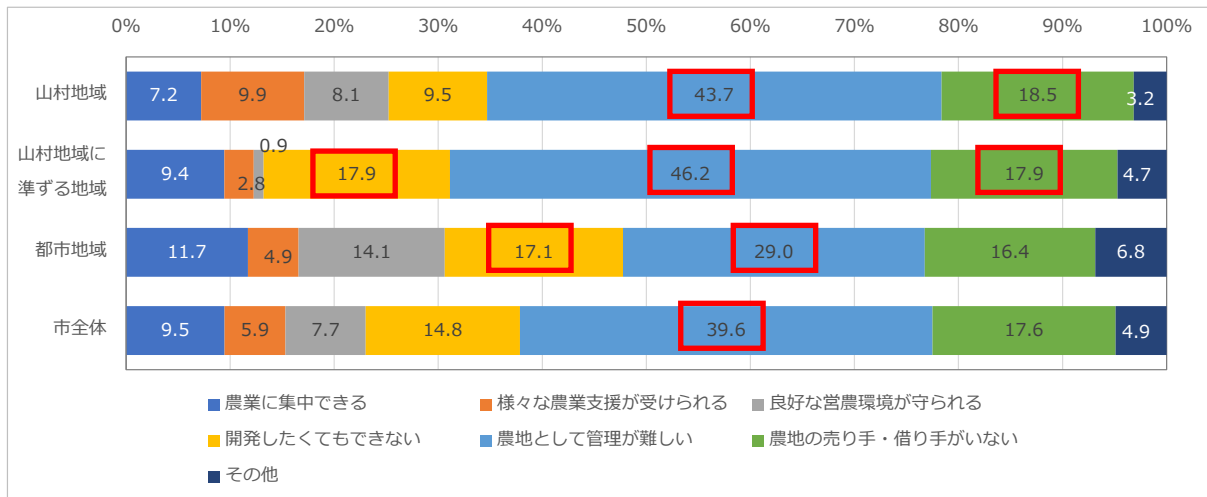
現在、農地集積率が最も高い地区は、上郷地区（66.34%）で次いで高岡地区（65.42%）、拳母地区（41.44%）、猿投地区（23.80%）の順となっており、都市地域で集積が進み、山村地域ほど集積が遅れている。その理由として、農地を集積する地域の担い手の不足、分散する狭小農地を集積のメリットが少ないことが想定され、結果として農地としての管理が難しくなっている。

今後は、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度の活用により農業生産基盤の維持管理を推進するとともに、集落営農組織の設立による担い手や地域の中心的な経営体の確保、地域計画の運用や農地中間管理事業の実施による農地の集積・集約化に向けた地域活動の取組を支援し、農用地等の保全に努める。



（注）資料：第4次豊田市農業基本計画（令和7年4月）

(問) 農用地区域に指定されている農地を所有する農家が感じること (3 地域集計)



## 2 農用地等保全整備計画

| 地区名 | 事業種目                                                 | 受益面積 (ha) | 事業費 (千円)   | 主要工事の名称及び事業量                        | 事業主体        | 事業の着工完了 (予定) 年度 | 対図番号 |
|-----|------------------------------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------|-------------|-----------------|------|
| 挙母  | 【継続】<br>国営総合農地防災事業<br>(矢作川総合第二期)                     | 5,441.0   | 38,489,000 | 頭首工 1 か所<br>取水工 1 か所<br>用水路工 21.1km | 国           | H26～R16         | 1    |
| 挙母  | 【継続】<br>県営水質保全対策事業<br>(逢妻地区)                         | 200.4     | 865,897    | 農業用用水 L=2.05km                      | 愛知県         | H30～R7          | 2    |
| 挙母  | 【継続】<br>県営震災対策農業水利<br>施設整備事業<br>(枝下用水、枝下用水 2<br>期地区) | 1,500.0   | 27,004,000 | 農業用用水 L=12.3km                      | 愛知県         | H30～R17         | 3    |
| 挙母  | 【継続】<br>農業水利施設保全対策<br>事業<br>(枝下用水幹線 1 期)             | 1,247.6   | 119,900    | 水管理施設<br>改修局舎 1 式<br>1 か所           | 愛知県         | R6～10           | 4    |
| 挙母  | 【新規】<br>農業水利施設保全対策<br>事業(枝下用水幹線<br>2 期)              | 1,247.6   | 100,000    | 水管理施設<br>改修局舎 1 式<br>1 か所           | 愛知県         | R8～10           | 5    |
| 高橋  | 【継続】<br>湛水防除事業<br>(市木川地区)                            | 74.1      | 2,788,000  | 排水機場 2 か所                           | 愛知県         | R5～14           | 6    |
| 上郷  | 【継続】<br>県営湛水防除事業<br>(上郷 2 期地区)                       | 288.0     | 3,744,000  | 排水機場 1 式                            | 愛知県         | H26～R14         | 7    |
| 上郷  | 【継続】<br>県営かんがい排水事業<br>(明治用水西井筋地区)                    | 1.5       | 23,402     | 農業用用水 -                             | 愛知県         | R 元～10          | 8    |
| 高岡  | 【継続】<br>緊急農地防災事業<br>(吉原補助用水地区)                       | 22.0      | 467,000    | 排水路 827m                            | 豊田土地<br>改良区 | R2～9            | 9    |

| 地区名 | 事業種目                            | 受益面積<br>(ha) | 事業費<br>(千円) | 主要工事の名称及び<br>事業量 | 事業主体 | 事業の<br>着工完了<br>(予定)<br>年度 | 対図<br>番号 |
|-----|---------------------------------|--------------|-------------|------------------|------|---------------------------|----------|
| 高岡  | 【継続】<br>防災ダム事業<br>(阿知和池地区)      | 23.1         | 401,000     | ため池改修      1 か所  | 愛知県  | R4～7                      | 10       |
| 保見  | 【継続】<br>防災ダム事業(椀貸池<br>地区)       | 24.2         | 306,000     | ため池改修      1 か所  | 愛知県  | R3～7                      | 11       |
| 保見  | 【継続】<br>防災ダム事業(徳間池<br>地区)       | 17.4         | 161,000     | ため池改修      1 か所  | 愛知県  | R3～9                      | 12       |
| 保見  | 【継続】<br>緊急農地防災事業<br>(切山池 1 号地区) | 6.0          | 176,000     | ため池改修      1 か所  | 愛知県  | R2～7                      | 13       |
| 藤岡  | 【継続】<br>防災ダム事業<br>(大沢池地区)       | 2.8          | 238,000     | ため池改修      1 か所  | 愛知県  | R5～9                      | 14       |

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 遊休農地の保全管理の支援

分散錯圖した農地では、農家の目が行き届かず遊休農地化する恐れがあるが、地域計画を踏まえた担い手への農地の集積・集約を促進することで、効率的かつ安定的な営農を実現するとともに、遊休農地化を防止する保全管理を支援する。

また、遊休農地の発生を未然に防止し、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することで農業生産活動等の維持を図る。

＜令和 6 年度市全体の中山間地域等直接支払対象面積＞

| 田計        |           |           | 畑計      |         |         | 面積合計      |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 田急傾斜(㎡)   | 田緩傾斜(㎡)   | (㎡)       | 畑急傾斜(㎡) | 畑緩傾斜(㎡) | (㎡)     | (㎡)       |
| 3,685,697 | 4,102,033 | 7,787,730 | 48,060  | 204,066 | 252,126 | 8,039,856 |

(注) 資料：豊田市 HP

#### (2) 農地の保全管理等の為に資金援助等

本市では、農作物の鳥獣被害が多発しており、これらの被害を受けて営農意欲が低下し、離農が進むことで農地の荒廃を招く恐れがある。そのため、「豊田市鳥獣被害防止計画」に基づき、侵入防止対策、生息環境整備、捕獲によって鳥獣被害対策を実施していく。



侵入防止柵の補修 愛知県 HP

#### ア 新技術の活用による効率的な捕獲体制の推進

地域の捕獲の担い手として狩猟免許を取得した者に対し、免許取得の経費を補助することに加え、ドローンや ICT 等を活用した捕獲の実証を行う。

#### イ 侵入防止対策及び捕獲技術、知識向上の研修会開催による人材育成

猟友会駆除員や農事組合の補助者等を対象にした鳥獣被害対策の知識向上に対する支援のほか、侵入防止柵の効果的な設置や管理方法に関する農家の知識向上を図る研修会を開催する。

#### ウ 猟友会への有害鳥獣駆除委託による捕獲の継続

農事組合等からの有害鳥獣駆除の依頼を受けて、市が猟友会へ有害鳥獣駆除による捕獲を委託する。

#### エ 緩衝帯整備による鳥獣を寄せ付けない環境整備

下草・藪の刈払、雑木林の伐採、放任果樹の除去等、緩衝帯整備に係る経費を補助する。

#### (3) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

#### ア 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組

遊休農地の発生防止や解消の問題は、土地所有者個人の問題にとどまらず地域全体の問題であるという意識改革が不可欠である。このため、市民に対し、農業生産活動が行われ

ることにより生ずる多面的機能の重要性が理解される啓発活動を進めるとともに、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業水利施設等を保全する活動に地域全体で取り組むよう誘導する。

山村地域等では、高齢化の進行に加え、平坦地と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、遊休農地の増加等による多面的機能の低下が懸念されている。



多面的機能支払活動  
中根みどり保全会（豊田市）

このため、遊休農地の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、農業生産活動等を維持し、集落機能の維持強化を図る。

#### イ 山村地域の集落協定に基づく取組

本市では、愛知県が策定する多面的機能支払制度の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において推進組織として位置づけられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図る。

（注）資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（令和7年6月）

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

保全する農用地においては、周囲の森林環境への影響等について地域森林計画との調整を図る。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造は、全国的な傾向と同様、農業者の減少及び高齢化が進行している。販売農家数をみると、平成17年の3,909戸から令和2年の1,925戸へ15年間で50%以上減少しており、今後も減少すると想定される。また、地域の農業経営においても都市地域と山村地域において違いがみられ、都市地域では農地所有適格法人等による集積・集約化が図られる一方、山村地域では深刻な担い手不足や農地の荒廃化、獣害等により地域農業の存続が危惧されている。

本市では、こうした農業構造の現状及び見通しを踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営の育成・強化を図る。

具体的な経営の指標は、本市で現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得相当を得られるだけの年間農業所得、また年間労働時間の水準を実現できる農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする者についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間労働時間及び効率的かつ安定的な農業経営の目標労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準の達成を目指す。そして、様々な研修会や実証事業への参加により農業DXやスマート農業を推進し、農業経営の効率化や高付加価値化に努め、就農開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す。

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

#### ア 都市地域

本市の中心地を流れる矢作川右岸が挙母地区、左岸が高橋地区であり、いずれも混住化が進んでいる。高橋地区の矢作川沿いでは平坦な優良農地が広がり、水稻を中心とした営農が展開されており、農地所有適格法人を中心に農地の利用集積が行われている。今後も農地の集団的利用を推進するとともに、ブロックローテーションの推進体制を構築することで受託部会を育成して地域の担い手を確保し、農地の集積・集約の拡大に努める。その他の地域においても、野菜、花き、酪農、養豚、養鶏といった生産意欲の高い農家が存在することから生産性の向上を図り、農業の振興に努める。



上郷・高岡地区は、市の南西部に位置し、平坦でなだらかな丘陵地が広がり、水田、畑地、果樹園が地区全体の過半を占める。高規格道路のインターチェンジやジャンクション

建設などが進められ、物流施設や工場の進出が進んでいる。近年は、ほ場整備事業による大区画化が図られ、農地所有適格法人を中心に農地の利用集積に成果を上げており、上郷地区では受託部会による農作業の受委託も進んでいる。また、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業の他、茶、梨、洋ランの栽培が盛んであり、今後は、農地の利用集積による経営規模の拡大を促進し、生産組織や認定農業者の育成を図り、米・麦・大豆を中心に施設園芸なども特性を生かした農業の振興を推進する。

猿投・保見地区は市の西部に位置し、山麓に広がる猿投北部丘陵地では、梨、桃、柿の栽培が盛んであり、県下有数の産地となっている。今後も産地生産基盤パワーアップ事業などの支援制度を活用して産地競争力を強化し、一層のブランド化を推進していく。野菜についても一部で白菜、西瓜を中心に作付しており、市内随一の産地である。今後は、現在の営農部会を中心に栽培の均一化、品質の向上と生産コストの低減に努めながら振興を図っていく。さらに、保見地区伊保川沿い、猿投地区籠川沿いに広がる平坦地では、水田を中心に農地が集まっており、農地所有適格法人等が農地の利用集積を行っている。今後は、農業生産法人の経営基盤の強化を図るとともに、担い手を育成し農地の保全に努める。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）、第4次豊田市農業基本計画（令和7年4月）

## イ 中山間地域

中山間地域である石野・松平・藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武地区においては、都市部への労働力の流出及び後継者不足により、農業就業者が減少している。これに伴い、農業後継者に継承されない農地、または担い手に集積されない農地の一部が遊休農地となっており近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、遊休農地の拡大によって周辺農地の耕作にも大きな影響を及ぼすおそれがある。



現在、規模は小さいながらも、水稻や野菜、しいたけ、花きなどのほか、ブルーベリー、畜産、施設園芸等に力が注がれており、今後は畑作や施設園芸を推進することで、地域特性を生かした農林産物の導入とともに、経営の多角化により生産性の向上と高収益化の実現を図る。また、農産物の高付加価値化に向けて農商工連携や6次産業化を推進することで、農家所得の向上に向けた取組を行う。そのほか、集落ぐるみで実施する獣害対策や集落営農の組織化を進め、持続可能な営農体制を構築し集落の活性化を図る。

さらに、「おいでん・さんそんプラン」に基づき、移住・定住しやすい環境づくりを促進するとともに、居住促進地区を中心に安全・安心に居住できる宅地の確保に努め、将来の農業の担い手候補の育成につなげる。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）、豊田市山村地域の振興及び都市との共生に関する基本計画（令和6年8月）

表 農業経営の発展目標（令和 12 年度）を可能とする農業経営指標

| 営農類型          | 経営規模   | 作付構成                                                      | 従業者数                 | 経営管理の方法                             | 農業従事の<br>態様等 |
|---------------|--------|-----------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|--------------|
| 水稻主体<br>(平坦地) | 27.0ha | 水稻 9.0ha<br>小麦 8.0ha<br>大豆 6.0ha<br>業務委託 4.0ha            | 家族 2.5 人<br>雇用 1.0 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 水稻主体<br>(山村部) | 17.0ha | 水稻<br>JA 出荷 2.0ha<br>自販 2.0ha<br>飼料米 2.0ha<br>作業受託 11.0ha | 家族 2.0 人             | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 露地野菜          | 3.0ha  | 白菜 1.5ha<br>西瓜 1.5ha                                      | 家族 2.0 人<br>雇用 1.0 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 施設野菜          | 30a    | イチゴ 30a                                                   | 家族 2.5 人<br>雇用 0.5 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 施設花き          | 30a    | シンビジウム 30a                                                | 家族 2.5 人<br>雇用 1.5 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
|               | 23a    | ポトス 23a                                                   | 家族 2.5 人             |                                     |              |
| 露地花き          | 80a    | 小ギク 80a                                                   | 家族 2.5 人<br>雇用 1.0 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 果樹            | 180a   | 桃 180a                                                    | 家族 2.0 人<br>雇用 0.5 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
|               | 100a   | ブドウ 100a                                                  | 家族 2.5 人             |                                     |              |
|               | 190a   | 梨 190a                                                    | 家族 2.5 人<br>雇用 0.5 人 |                                     |              |
|               | 180a   | 梨 90a<br>桃 90a                                            | 家族 2.5 人<br>雇用 0.5 人 |                                     |              |
| 茶             | 2.4ha  | てん茶 2.4ha                                                 | 家族 2.0 人<br>雇用 0.5 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 酪農            | －      | 経産牛 40 頭<br>育成牛 12 頭                                      | 家族 2.0 人             | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 肉用牛           | －      | 肉用牛<br>(交雑種) 170 頭                                        | 家族 2.0 人             | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 養豚            | －      | 母豚 50 頭<br>肉豚 425 頭                                       | 家族 1.0 人<br>雇用 0.5 人 | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |
| 採卵鶏           | －      | 採卵鶏 10,000 羽                                              | 家族 2.5 人             | ・複式簿記記帳による<br>経営財務管理の実施<br>・青色申告の実施 | 休日制の導入       |

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 5 年 9 月）

## （２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

### ア 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市の地区別振興作物における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標について、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標を以下のとおり設定する。

＜効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標＞

| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェア | 備考                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平坦地 70%</p> <p>山間地 10%</p>            | <p>1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は農振農用地面積とする。</p> <p>2 農用地の利用面積には農作業受託面積（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、収穫、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を三作業以上実施している農作業受託面積を含む。）を含む。</p> |

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように本市、農業委員会、ＪＡあいち豊田及び土地改良区等は、利用権の設定等に際し農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施や地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月）

### イ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、豊田市農業委員会、農地中間管理機構、ＪＡあいち豊田、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画及び目標地図の策定を通じて地域の合意形成を図りながら、面的にまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

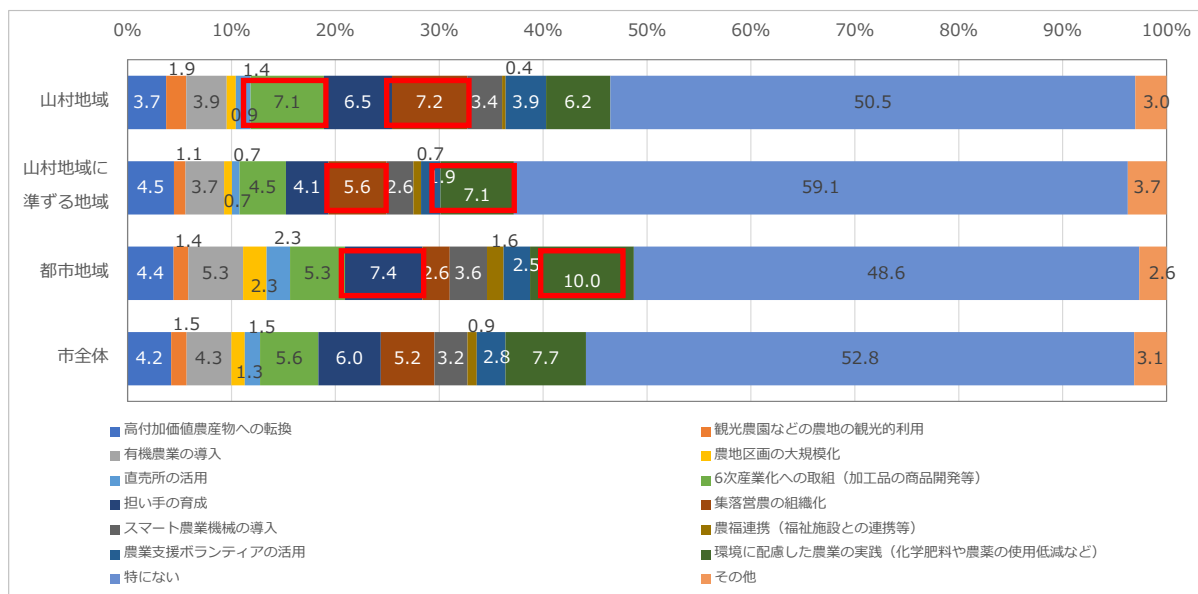
（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月）

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農家意向調査結果では、安定経営に向け導入している、または検討していることとして、「環境に配慮した農業の実践（化学肥料や化学合成農薬の使用量低減など）」、「集落営農の組織化」の意見が多かった。次いで、「担い手の育成」、「6次産業化への取組（加工品の商品開発等）」の意見が多かった。

今後は優良な農地を保全しつつ、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため、環境に配慮した農業の実践、農用地の集団化や農作業の受委託の促進、担い手の育成等のほか、中山間地域においては、定住促進を通じた農業振興を図る。

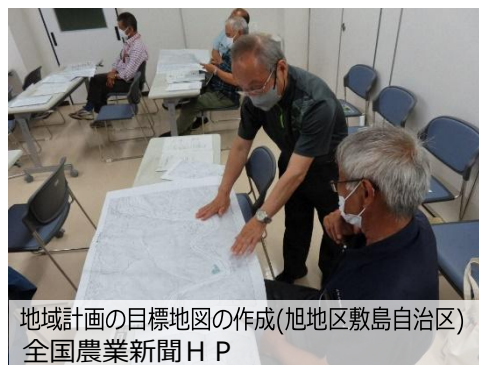
（問）安定経営に向け導入している、検討していること（3地域集計）



### （1）農用地の集団化対策

本市では、概ね 10 年後を見据えた地域農業の設計図となる地域計画を策定し、地域の農業をどのように維持・発展していくかの検討を進めている。また、畦畔除去による大区画化やブロックローテーションの推進体制を維持するほか、農地中間管理機構の活用により、担い手への農地の集積・集約を行うことで団地化及び集団転作の定着を推進する。

（注）資料：豊田市資料（参考）地域計画について



地域計画の目標地図の作成(旭地区敷島自治区)  
全国農業新聞HP

### （2）農作業の受委託の促進対策

農作業の受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、JAあいち豊田の農作業受託部会等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、農業経営の改善を支援する。

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

### （３）認定農業者等の育成対策

認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらを志向する農家に対して、主体性を持って自らの地域の農業の将来について判断するよう関係機関が営農診断、営農改善方策の提示等を行う。さらに、関係機関と連携して農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善策の着実な実行を促進する。

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月）

### （４）農業生産組織の活動促進対策

育苗、収穫及び出荷作業の共同化による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図る。作柄の安定化による品質向上、出荷規格の高位平準化及び農作物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることにより農業生産組織の安定を図る。

また、策定した「企業等の農業参入ガイドブック」を活用し、企業の農業参入を促進させるとともに、本市で生産された農産物を使用して、商品開発を目指す事業者等に対して、商品開発や販路開拓に関するアドバイザーを派遣する支援を行う。

（注）資料：豊田市 HP



### （５）中山間地域での定住促進を通じた農業振興

中山間地域においては、少子高齢化や人口減少が懸念されており、このまま推移すれば、集落の営み自体が失われる地域も生じるおそれがある。そのため、「おいでん・さんそんプラン」においても、居住促進地区を位置づけ、移住・定住の促進を図ることとしている。

地域の自治活動等に取り組む地域住民の役割を補えるよう、新規就農者や子育て世代を中心とした移住・定住の促進に取り組み、新たな担い手の確保、集落内の農地の維持及び地域自治機能の維持に努める。

（注）資料：豊田市山村地域の振興及び都市との共生に関する基本計画（令和６年８月）



## ３ 森林の整備その他林業の振興との関連

市域の約 7 割を占める森林の保水機能や環境保全機能などの公益的機能の保全と併せて、身近な森林資源を活用した産業を創出していくことが必要である。

# 第5 農業近代化施設の整備計画

## 1 農業近代化施設の整備の方向

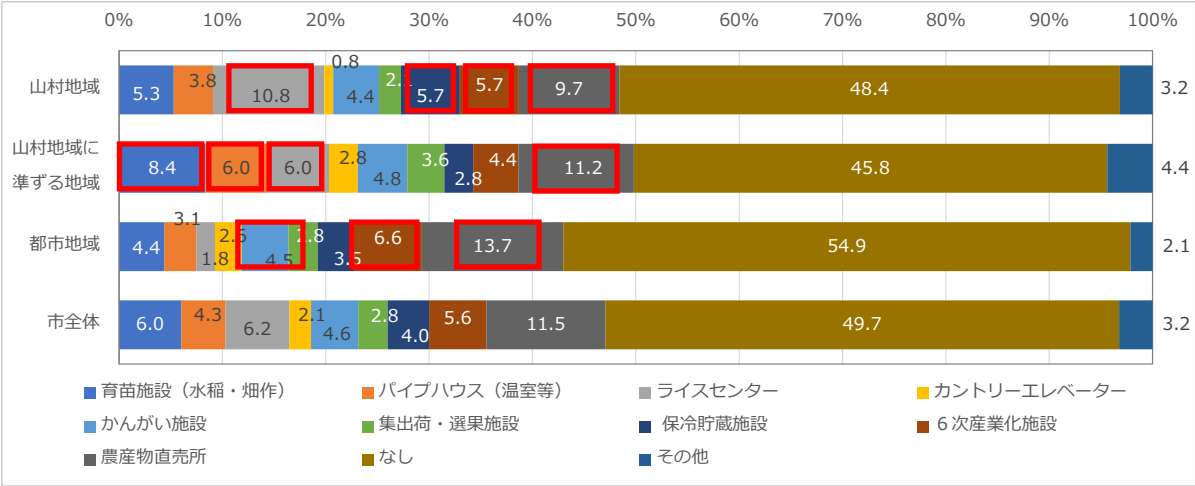
本市は、広大な市域を有するとともに、平坦部と山間部で標高差が 1,200m 以上に及び、地域ごとに多様な立地特性がみられる。都市地域では、水稻を中心に大規模な土地利用型農業が盛んなほか、県内有数の桃、梨の産地となるなど、果樹や野菜の生産、施設園芸、酪農や養豚、養鶏等の農業・畜産業が展開されている。また、中山間地域では、水稻、野菜、しいたけ、花き、畜産のほか、ブルーベリーの観光農園など、多様な農産物が生産されている。一方で、中山間地域を中心に高齢化、後継者不足、農地の集積・集約の遅れや獣害による農作物への被害など、多くの課題を抱えている。



農家意向調査結果では、導入が必要な農業用施設として、都市地域では「農産物直売所」（13.7%）、「6 次産業化施設」（6.6%）、「かんがい施設」（4.5%）の要望が多い。山村地域に準ずる地域では「農産物直売所」（11.2%）、「育苗施設（水稻・畑作）」（8.4%）、「パイプハウス（温室等）」と「ライスセンター」（6.0%）の要望が多い。山村地域では、「ライスセンター」（10.8%）、「農産物直売所」（9.7%）、「保冷貯蔵施設」、「6 次産業化施設」（5.7%）の要望が多い。

このように、生産施設のほか、農家の所得に直接繋がる加工・販売施設などの導入の要望が多いことから、直売所の機能強化等、幅広い農業用施設等の導入を検討する。

（問）導入が必要な農業用施設等について（複数回答）（3 地域集計）



(問) 導入が必要な農業用施設等について(複数回答)(R2-R5 比較)

|    | 回答項目        | R2<br>回答者数 | R2割合   | R5<br>回答者数 | R5割合   | 0%    | 20%   | 40% | 60% |
|----|-------------|------------|--------|------------|--------|-------|-------|-----|-----|
| 1  | 育苗施設(水稲・畑作) | 97         | 5.8%   | 86         | 5.3%   | 5.8%  | 5.3%  |     |     |
| 2  | パイプハウス(温室等) | 96         | 5.7%   | 60         | 3.7%   | 5.7%  | 3.7%  |     |     |
| 3  | ライスセンター     | 63         | 3.7%   | 83         | 5.1%   | 3.7%  | 5.1%  |     |     |
| 4  | カントリーエレベーター | 25         | 1.5%   | 34         | 2.1%   | 1.5%  | 2.1%  |     |     |
| 5  | かんがい施設      | 70         | 4.2%   | 73         | 4.5%   | 4.2%  | 4.5%  |     |     |
| 6  | 集出荷・選果施設    | 58         | 3.4%   | 45         | 2.8%   | 3.4%  | 2.8%  |     |     |
| 7  | 保冷貯蔵施設      | 76         | 4.5%   | 65         | 4.0%   | 4.5%  | 4.0%  |     |     |
| 8  | 6次産業化施設     | 116        | 6.9%   | 96         | 5.9%   | 6.9%  | 5.9%  |     |     |
| 9  | 農産物直売所      | 190        | 11.3%  | 195        | 12.1%  | 11.3% | 12.1% |     |     |
| 10 | なし          | 841        | 49.9%  | 832        | 51.5%  | 49.9% | 51.5% |     |     |
| 11 | その他         | 53         | 3.1%   | 45         | 2.8%   | 3.1%  | 2.8%  |     |     |
| 合計 |             | 1,685      | 100.0% | 1,614      | 100.0% |       |       |     |     |

## (1) 米、麦、大豆

企業的経営体による水稲、麦、大豆を組み合わせた効率的な農業経営を展開し、農用地の利用集積や農作業の受委託等により低コスト生産を一層進めるとともに、高品質な農産物を生産する産地形成を目指す。山村地域においては、立地条件を生かし、需要に即した地場加工を含む特産品の育成に取り組む。このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械やスマート農業機器の導入、大規模乾燥調製貯蔵施設等の適切な管理を推進する。



米 豊田市 HP

また、複数のカントリーエレベーターが建設から30年以上経過し老朽化しており、今後の統合を検討しながら再整備の支援を行う。

そのほか、地域の特色を生かし、需要に即した安全で食味の良い農産物の生産を推進する。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針(令和3年12月)、産地戦略(令和6年度)

## (2) 野菜

果菜類について、市北部を中心とする西瓜のほか、夏秋ナス、施設野菜のいちごでは、集団化が進んでいる。これらは多くの労力を要する作目であるので、育苗の共同化、集出荷選別施設の整備等により生産流通の省力化や合理化を推進する。



西瓜 豊田市 HP

茎菜類について、市北部の白菜では、省力化技術等の導入により生産の合理化を図る。

根菜類について、栽培の機械化を推進してさらなる省力化を図るほか、効率的な出荷と出荷作業の軽減のため、選別、包装及び貯蔵等の機能を有する集出荷施設の整備を推進する。



白菜 豊田市 HP

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針(令和3年12月)

### (3) 果樹

本市では、北部で桃、梨の生産が盛んであり、地域の大型集出荷施設を核に生産体制を確立して発展してきた。今後は、非破壊選果機の活用等により品質の高位平準化と安定出荷を図るとともに、PR活動の強化等により産地の体質強化と市場での優位性の確立を図る。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）



### (4) 花き

本市の南部では、洋ラン、観葉植物、山村地域では小ギク、シクラメン等の鉢花等多様な品目が生産されている。

今後は、流通の多角化及び消費者ニーズの多様化に対応することが求められていることから、消費者動向に即した品目の導入、種類や作型に応じた生産技術の向上、生産コストの低減、花きイベントの開催を通じて消費拡大や新たな需要拡大を行う。そして、情報の発信機能を持つ産地としての体制の整備、集出荷施設の整備等を推進する。また、山村地域では、夏季の冷涼な気候を生かした産地化を図る。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）



### (5) 茶

本市の南部では明治期より続く栽培の歴史があり、品評会において数々の有力な賞を獲得するなど、高品質な生産地として高い評価を得ているほか、山村地域では、冷涼な気候条件を生かしたてん茶やせん茶が有機栽培で生産されている。これらの産地では、計画的な改植により優良品種を導入し、作期と労働力の分散による経営安定を図る。てん茶等の加工処理施設内の機器が耐用年数を経過し、老朽化による作業効率が低下しており、順次、更新していく。



(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）、産地戦略（令和6年度）

## (6) 畜産

畜産について、省力管理技術の導入によって、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行う必要がある。

このため、家畜排せつ物処理高度化施設の誘導、高度化機械施設の共同利用を推進し、飼養、集荷、輸送等に必要な施設整備を積極的に推進する。そして、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）



## 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

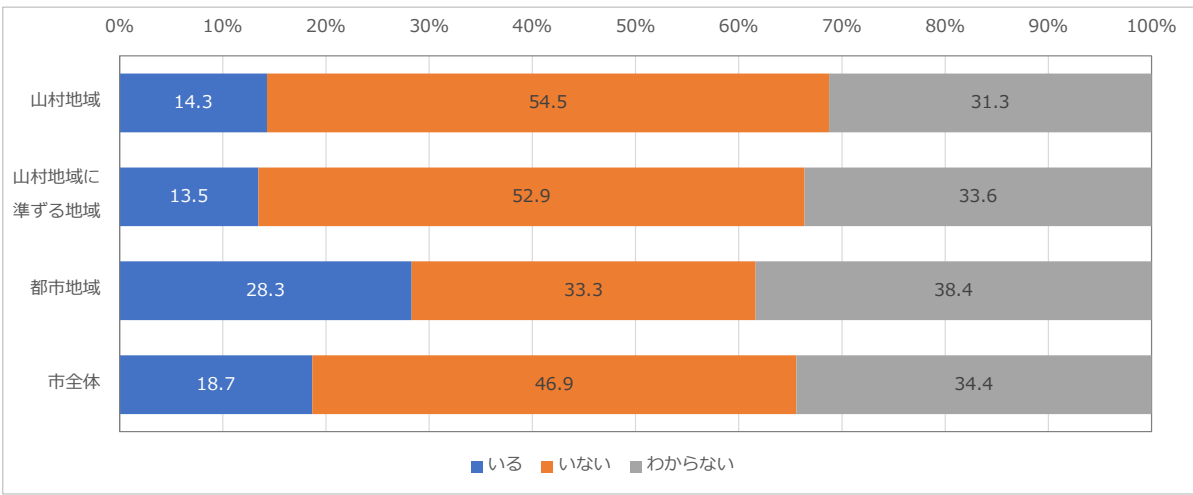
### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農家意向調査結果から、地域の中心となる担い手の有無について、「いる」は市全体で18.7%、「いない」は46.9%であり、いずれの地域においても地域の中心となる担い手を確保することが課題となっている。

令和2年度と比較をすると、「いる」は2.5ポイント減少し、「いない」は10.0ポイント増加しており、特に中山間地域における担い手不足には歯止めがかからない状況と推察される。

多様な農業の担い手を育成し、「生きがい型農業」の実践を支援する目的で、平成16年度に本市とJA あいち豊田が共同で農ライフ創生センターを開設した。現在では、下山研修所、旭研修所が開設されており、引き続き、市民と「農」の新たな関係を構築する。

(問) 地域の中心となる担い手の有無 (3地域集計)



(問) 地域の中心となる担い手の有無 (R2-R5 比較)

|    | 回答項目  | R2<br>回答者数 | R2割合   | R5<br>回答者数 | R5割合   |                                                              |
|----|-------|------------|--------|------------|--------|--------------------------------------------------------------|
| 1  | いる    | 377        | 24.2%  | 320        | 21.7%  | <div><div></div><div></div></div> <div>24.2%<br/>21.7%</div> |
| 2  | いない   | 514        | 32.9%  | 631        | 42.9%  | <div><div></div><div></div></div> <div>32.9%<br/>42.9%</div> |
| 3  | わからない | 669        | 42.9%  | 521        | 35.4%  | <div><div></div><div></div></div> <div>42.9%<br/>35.4%</div> |
| 合計 |       | 1,560      | 100.0% | 1,472      | 100.0% | <div><div></div><div></div></div> <div>R2割合 R5割合</div>       |

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

本市は、新たに農業経営を営もうとする者や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農ライフ創生センター、農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）、豊田加茂農起業支援センター（愛知県豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課内に設置）及びJA あいち豊田などと連携しながら、就農説明会を定期的



新規就農者への技術指導  
JA あいち豊田HP

に開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

そのため、関係機関と連携・協力して、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行い、営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域営農協議会を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成、サポートする体制や収益モデルの確立、農業技術の教育強化を推進する。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

単位：人

|         | R2 | R3 | R4 | R5 | R6<br>(現況) | R12<br>(見通し) |
|---------|----|----|----|----|------------|--------------|
| 新規就農者数  | 48 | 37 | 48 | 34 | 40         | 40           |
| うち49歳以下 | 15 | 14 | 22 | 11 | 15         | 16           |

(注) 資料：新規就農者育成総合対策市町村事業計画における地域サポート計画（新規就農者向け）

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

#### (1) 新規就農者の育成

本市は、多様な農業の人材を新たに育成することを目的とし、農ライフ創生センターによる様々なニーズに応じた研修コースの開発、就農相談の充実のほか、研修生が農家とマンツーマンで実践的な栽培を学ぶ里親制度を取り入れる等、新規就農者の育成を図る。



豊田市農ライフ創生センター  
(一社)都市農地活用支援センターHP

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

#### <農作物栽培技術研修の概要>

| コース        | 対象                              |
|------------|---------------------------------|
| 担い手づくりコース  | 上級編 農家になりたい方                    |
| 生きがいづくりコース | 中級編 野菜づくりを楽しみたい方                |
| 旬の野菜づくりコース | 初級編 植え付けから収穫まで気軽に野菜づくりを体験してみたい方 |
| 桃・梨専門コース   | 豊田市内で桃・梨農家として独立自営したい方向けの研修      |

(注) 資料：豊田市HP

## (2) 新規参入者への支援

本市では、農業委員会をはじめ、愛知県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、農地の借入れ意向のある担い手を把握し現地見学や相談会等で支援する。また、農業参入意向のある企業に対しては農地中間管理機構を活用して積極的に農業への参入を推進する。

なお、新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数によって評価する。

(注) 資料：豊田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(令和5年12月)

## (3) 意欲のある農業者への支援

認定農業者等の意欲的な農業者（生産組織、周辺農家含む）に対しては、営農相談や営農改善方策の提示等を行い、経営改善の実践を促進する。また、農業委員会やJAあいち豊田、農地中間管理機構と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又はいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と合わせて集落営農の組織化・法人化、新規参入を推進するなど、地域に応じた支援を実施する。

(注) 資料：豊田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(令和5年12月)、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年9月)



## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

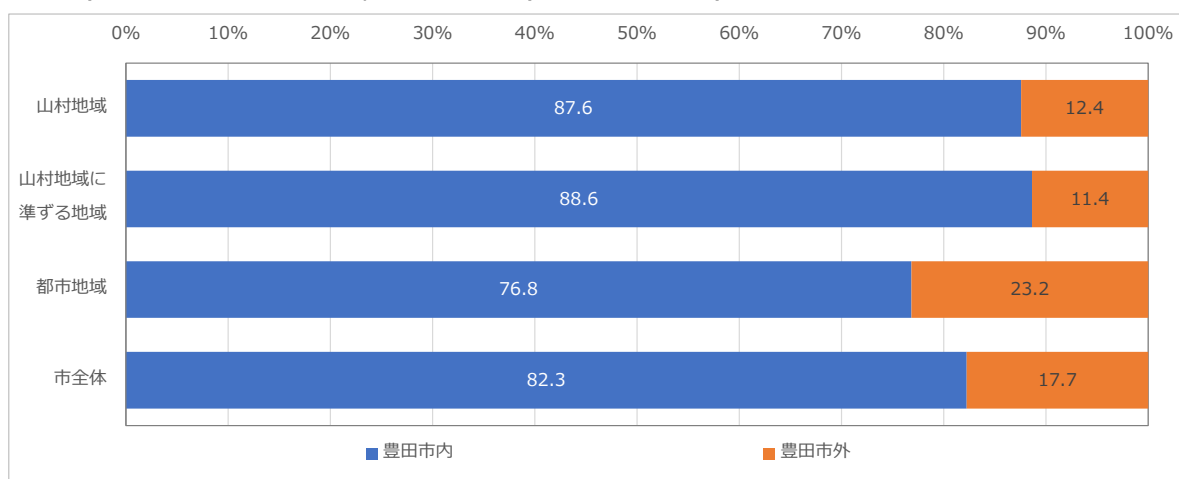
本市は、自動車産業を中心とする世界有数のものづくり拠点であるとともに、県内有数の農業生産額を誇っており、兼業農家にとって就業機会に恵まれている。

農家意向調査結果では、「現在の勤め先」として、いずれの地域においても「豊田市内」が82.3%と高い割合となっており、市内での勤務をしている農業従事者が大半を占めている。

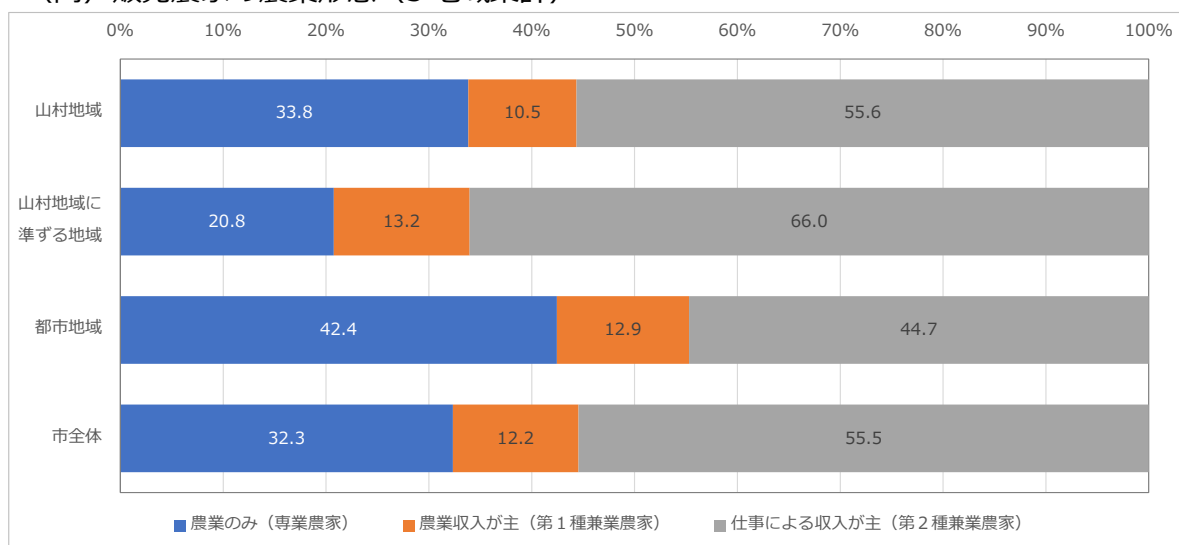
市内の販売農家のうち、専業農家は約32%、兼業農家は約68%となっており、多くの兼業農家によって本市農業が支えられている。

市内の身近な地域で、農業従事者が生きがいをもって就業できる場や多様な働き方が可能となる場を整備することは、本市農業の持続的発展に寄与することから、安定的な就業の場の確保に努める。

(問) 現在の勤め先（兼業農家を対象）（3地域集計）



(問) 販売農家の農業形態（3地域集計）



## **2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策**

農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、収益の安定化と労働負担の軽減が重要である。そのため、複合経営による農業経営の多角化、特産品目の産地化や 6 次産業化への取組等により高付加価値化・ブランド化を促進する。また、労働の負担を軽減するため、地域計画に基づいた農地の集積・集約化を進め、機械化やスマート農業を推進し、農作業の効率化を図る。さらに、農業従事者に向けた就農相談体制の充実を行うことで、安定的な就業の促進を図る。

(注) 資料：第4次豊田市農業基本計画（令和 7 年 4 月）

## **3 農業従事者就業促進施設**

該当なし

## **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は都市地域、中山間地域ともに農業の兼業化が進行しており、職業や意識の面で多様化がみられるうえ、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻さを増し、本市の農業をめぐる情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るためには、優良農地の確保に十分に配慮しつつも、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行う必要がある。

農家意向調査結果では、住みよくするために必要な取組として、全ての地域で「バス等の公共交通機関の充実」、「道路や歩道の整備」への要望が多い。

その中でも都市地域では「自然災害に強いまちづくり」や「不法投棄の解消」、山村地域に準ずる地域では「森林や河川等の自然環境の保全」や「自然災害に強いまちづくり」、山村地域では「病院や診療所の充実・救急医療体制の確保」、「森林や河川等の自然環境の保全」への要望も多かった。令和2年度の意向調査の結果と比較すると、「森林や河川等の自然環境の保全」が2.1ポイント、「バス等の公共交通機関の充実」が1.8ポイント高くなっている。

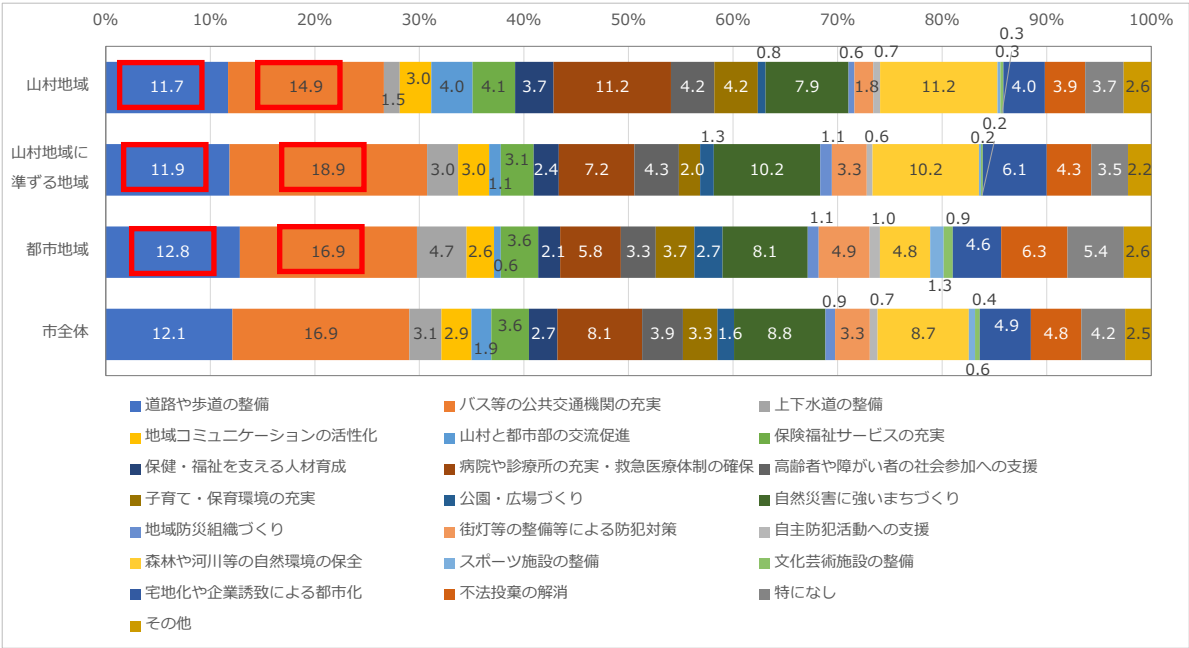


今後はこうした意向調査結果も踏まえ、道路や交通機関、医療機関、防災安全施設等の整備を進めるなど、農村環境の向上と生活基盤の整備を併せて推進するとともに、優良農地の確保及び森林や河川等の自然環境の保全を図るための施設整備を検討する。

また、中山間地域においては特に過疎化が深刻であることから、移住・定住の促進による地域コミュニティの維持に向けた取組とともに、都市部との交流事業を実施する事業者を支援することで、地域の活性化を図り、地産地消の推進による生業創出に取り組む。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針（令和3年12月）、第4次豊田市農業基本計画（令和7年4月）

(問) 住みよくするために必要な取組（3地域集計）



(問) 住みよくするために必要な取組 (R2-R5 比較)

|    | 回答項目                | R2<br>回答者数 | R2割合   | R5<br>回答者数 | R5割合   | 0% | 5%   | 10%  | 15%   | 20%   |
|----|---------------------|------------|--------|------------|--------|----|------|------|-------|-------|
| 1  | 道路や歩道の整備            | 590        | 14.8%  | 407        | 12.2%  |    |      |      | 14.8% | 12.2% |
| 2  | バス等の公共交通機関の充実       | 592        | 14.8%  | 551        | 16.6%  |    |      |      | 14.8% | 16.6% |
| 3  | 上下水道の整備             | 116        | 2.9%   | 113        | 3.4%   |    | 2.9% | 3.4% |       |       |
| 4  | 地域コミュニケーションの活性化     | 87         | 2.2%   | 93         | 2.8%   |    | 2.2% | 2.8% |       |       |
| 5  | 山村と都市部の交流促進         | 41         | 1.0%   | 60         | 1.8%   |    | 1.0% | 1.8% |       |       |
| 6  | 保健福祉サービスの充実         | 172        | 4.3%   | 122        | 3.7%   |    | 4.3% | 3.7% |       |       |
| 7  | 保健・福祉を支える人材育成       | 102        | 2.6%   | 89         | 2.7%   |    | 2.6% | 2.7% |       |       |
| 8  | 病院や診療所の充実・救急医療体制の確保 | 429        | 10.7%  | 259        | 7.8%   |    |      | 7.8% | 10.7% |       |
| 9  | 高齢者や障がい者の社会参加への支援   | 115        | 2.9%   | 125        | 3.8%   |    | 2.9% | 3.8% |       |       |
| 10 | 子育て・保育環境の充実         | 108        | 2.7%   | 120        | 3.6%   |    | 2.7% | 3.6% |       |       |
| 11 | 公園・広場づくり            | 193        | 4.8%   | 61         | 1.8%   |    | 4.8% |      |       |       |
| 12 | 自然災害に強いまちづくり        | 373        | 9.3%   | 279        | 8.4%   |    |      | 9.3% | 8.4%  |       |
| 13 | 地域防災組織づくり           | 44         | 1.1%   | 30         | 0.9%   |    | 1.1% | 0.9% |       |       |
| 14 | 街灯等の整備等による防犯対策      | 160        | 4.0%   | 120        | 3.6%   |    | 4.0% | 3.6% |       |       |
| 15 | 自主防犯活動への支援          | 35         | 0.9%   | 28         | 0.8%   |    | 0.9% | 0.8% |       |       |
| 16 | 森林や河川等の自然環境の保全      | 226        | 5.7%   | 258        | 7.8%   |    | 5.7% | 7.8% |       |       |
| 17 | スポーツ施設の整備           | 43         | 1.1%   | 26         | 0.8%   |    | 1.1% | 0.8% |       |       |
| 18 | 文化芸術施設の整備           | 27         | 0.7%   | 19         | 0.6%   |    | 0.7% | 0.6% |       |       |
| 19 | 宅地化や企業誘致による都市化      | 157        | 3.9%   | 154        | 4.6%   |    | 3.9% | 4.6% |       |       |
| 20 | 不法投棄の解消             | 210        | 5.3%   | 174        | 5.2%   |    | 5.3% | 5.2% |       |       |
| 21 | 特になし                | 103        | 2.6%   | 150        | 4.5%   |    | 2.6% | 4.5% |       |       |
| 22 | その他                 | 74         | 1.9%   | 85         | 2.6%   |    | 1.9% | 2.6% |       |       |
| 合計 |                     | 3,997      | 100.0% | 3,323      | 100.0% |    |      |      |       |       |

## (1) 安全性

防災については、豪雨や台風等による河川の氾濫や急傾斜地における土砂災害、巨大地震等の災害リスクを踏まえて、農地や森林が持つ多面的機能を生かした自然環境の保全や安全に配慮した適切な土地利用を推進する。公共施設等については、耐震化を進めるとともに、円滑な救助活動や物資輸送を支えるインフラ施設の機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する自然災害に適応するため、防災・減災対策を着実に進め、災害に強いまちづくりを推進する。

防火については、市民や地域の防火防災意識向上への取組を支援し、消防車両、消防水利の整備や企業等との連携を強化し、市域で発生する大規模災害等に迅速で的確に対応できるまちづくりに取り組む。

交通安全については、発生件数及び死傷者数は減少傾向にあり、これまで実施してきた交通安全対策が一定の効果があったと考えられる。今後もこれまでの交通安全対策を踏まえながら、国道、県道、市道の道路管理者や警察等と連携し、事故原因に関する情報の収集、分析を実施し、より効果的な改善を図る。

防犯について、ほぼ全域で自主防犯活動団体が組織され、様々な防犯活動が展開されている。刑法犯認知件数は減少傾向で推移しているが、常に「自分達のまちは自分達で守る」という共助意識を持ち、継続して活動していくことが重要であり、常に活発な防犯活動が展開されている地域づくりを推進する。

(注) 資料：第9次豊田市総合計画（令和7年3月）、豊田市災害対策推進計画（令和7年3月）、第11次豊田市交通安全計画（令和3年12月）、豊田市都市計画マスタープラン（平

成 30 年 3 月)、第 3 次豊田市消防整備基本計画改訂版(令和 4 年 3 月)、第 7 次豊田市防犯活動行動計画(令和 4 年 3 月)

## (2) 環境性・保健性

ごみ処理について、優先すべきことは、発生抑制(リデュース)を推進することである。生産・流通・消費から処理に至るまでの段階で、ごみにしないための取組を進め、不要・過剰なものにはリフューズ(断る)を意識し、ごみになりにくい製品・サービスの提供や利用を選択するよう周知する。また、現有の施設の長寿命化を図りつつ、計画的に新たなごみ処理施設を整備する。

汚水処理施設については、集合処理(下水道)と個別処理(合併処理浄化槽)により、汚水処理施設整備を推進し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、更には河川等の公共用水域の水質保全を図る。

雨水処理施設については、近年頻発している気候変動への適応を図るため、計画的な浸水対策や雨水貯留施設、浸透施設の設置等により、市街化区域において 10 年に 1 回の発生確率の大雨(1 時間雨量 約 69 mm)にも対応できるよう雨水の流出抑制対策を推進する。

上水道については、令和 2 年 4 月に策定した「水道ストックマネジメント計画」に基づき、保有する水道の総資産と今後の更新需要を把握し、水道施設の維持(保守、点検、調査、診断)と改築(更新又は長寿命化)のピークを緩和する平準化を行い、約 40 年間の長期的な更新計画として、整備投資額及び整備方針を掲げ、効果的に老朽化対策に取り組む。

さらに、人口減少による使用水量の減少に対応した経営戦略・経営計画の策定や適正な水道料金の設定等を通じた水道行政の経営の健全化を図る。

保健については、高校生や大学生等を対象とした健康講座の開催、親子食育講座やむし歯予防教室等を実施し、若いうちから健康づくりを身に付けていける支援に取り組む。

医療については、高齢者、障がい者、こどもなど、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、身近な地域に相談支援機能の確保を図る。

(注) 資料：豊田市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年 3 月)、豊田市都市計画マスタープラン(平成 30 年 3 月)、新・豊田市水道ビジョン(令和 4 年 3 月)、健康づくり豊田 21 計画(令和 6 年 3 月)、第 2 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和 5 年 3 月)

## (3) 利便性

道路ネットワークについては、本市の活力と魅力を備えた持続可能な都市の実現を目指し、本市の強みである多くのインターチェンジ等を生かすことで、物流ネットワークのさらなる機能強化、高規格幹線道路へのアクセス性の向上、日常生活移動の円滑化や市域の一体性を支える道路を整備する。

公共交通ネットワークについては、リニア中央新幹線の開業によって、形成される日本中央回廊における本市の優位性を高めるため、名鉄三河線の速達化による名古屋へのアクセス性の向上を図る。

情報化については、デジタル技術を活用し、暮らし機能を拠点相互で補完し合うとともに、地域間の交流を促進するため、情報基盤の整備促進や情報環境の充実を図る。

(注) 資料：第 9 次豊田市総合計画(令和 7 年 3 月)、豊田市幹線道路網整備計画(2025 年度～2034 年度)(令和 7 年 3 月)、豊田市地域公共交通計画(令和 6 年 2 月)、豊田市第 2 次デジタル強靱化戦略(令和 4 年 9 月)

#### (4) 快適性

公園・緑地については、計画策定の段階から住民参加によるワークショップなどを通じて地域における公園のあり方を検討し、地域が主体となった活用を見据えた整備を進める。

また、既存の公園・緑地なども同様に地域と行政が連携し、地域の創意工夫によるさらなる活用が図られる方法を検討する。

高齢者のいきがいについては、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、社会とつながり、年齢や心身の状況に関係なく、誰もが多様な価値観を認め合い自分らしく活躍できる取組を推進する。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、制度・分野・官民の垣根や支える側・支えられる側という関係を超え、他者を思い合うまちに向けた取組を推進する。

こどもについては、暮らしの形態の変化に伴い、地域においてこどもたちがこども同士や多世代とつながる機会が減少している。こどもたちが、家庭・学校以外で多様な人とながり、社会の中で様々な「遊び・学び・体験」が経験できる環境をつくっていくことが必要である。また、「こどもたちの笑顔があふれるまち」を実現するためには、こどもたち一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重するとともに、こどもたちの多様な価値観を認め、こどもが自分らしくいられるよう取り組む。

(注) 資料：第9次豊田市総合計画（令和7年3月）、豊田市緑の基本計画（平成30年3月）、第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年3月）、豊田市こども・若者計画（令和7年3月）

#### (5) 文化性

スポーツ活動については、豊富なスポーツ資源を活かし、市民の一体感を高め、地域の活性化を促し、まちの魅力を創出するほか、多様な担い手と連携・共働することで、市民がスポーツに親しみ楽しめるよう、市民がスポーツに関わる機会を拡大する。特に山村部においては、スポーツ施設の利用率も都市部と比較して低い傾向にあるので、今後は、山村部におけるスポーツ環境を充実させ、市全体でスポーツ実施率を高めていく必要がある。

文化活動については、文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽にこどもを中心に市民が鑑賞・体験できる環境づくりに取り組む。さらにハード、ソフト両面での機能改善を図り、各施設の特性を生かした文化芸術活動を支える拠点として専門性を強化し、文化芸術の情報を収集・発信する。

(注) 資料：第4次豊田市生涯スポーツプラン（令和4年3月）、第2次豊田市文化芸術振興計画（令和4年3月）

## 2 生活環境施設整備計画

| 地区名 | 事業種目           | 受益地区   | 受益戸数<br>(人口) | 事業費<br>(千円) | 主要工事又は主要施設名 | 事業主体             | 事業の<br>着工完了<br>(予定)<br>年度 | 対図<br>番号 |
|-----|----------------|--------|--------------|-------------|-------------|------------------|---------------------------|----------|
| 稲武  | 農業集落排水事業(機能強化) | 稲武中部地区 | -            | 780,000     | 処理場<br>管路施設 | 1か所<br>1式<br>豊田市 | R5~14                     | 1        |

## 3 森林の整備その他林業の振興との連携

該当なし

#### **4 その他の施設の整備に係る事業との連携**

該当なし

## 第9 付図

### 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）

### 別記 農用地利用計画